

# 第1部 総論

## 1 策定の経緯及び趣旨

### 国の動向

平成16年6月に平成15年の合計特殊出生率( )「1.29」という数字が発表されました。

第2次ベビーブーム期の昭和48年に2.14であった合計特殊出生率が、小幅な上下はあるものの、低下を続けるなか、国では平成6年(1994年)に少子化への対応を図るため「エンゼルプラン」を策定、平成11年12月には総合的な少子化対策の指針として「少子化対策推進基本方針」を定め、新たに「新エンゼルプラン」や「待機児童ゼロ作戦」等による施策の重点化を図ったところです。

しかしながら、平成14年1月に発表された「日本の将来推計人口」では、少子化の要因としてこれまでの晩婚化、未婚化に加え、新たに「夫婦の出生力そのものの低下」現象が明らかとなり、少子化が一層進行する見通しが示されました。

そこで、同年9月、国では「少子化対策プラスワン」をとりまとめ、これまでの「子育てと仕事の両立支援」を中心としてきた対策に加えて、「男性を含めた働き方の見直し」、「地域における子育て支援」、「社会保障における次世代支援」、「子どもの社会性の向上や自立の促進」の4つの柱に沿った対策を総合的・計画的に推進することとしました。これらの対策に集中的・計画的に取り組むため、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が成立し、平成17年度からの10年間にわたって、実効性のある具体的な行動計画の策定を自治体だけでなく、企業にも課すことになりました。

「1.29」という数字が公表された今年、各自治体や企業ではそれぞれの行動計画づくりを通して、「全ての子どもと子育て家庭を社会全体で支える」ための、新たな一歩を踏み出すことになりました。

合計特殊出生率...15歳～49歳の女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生の間に生む子どもの数に相当。

### 本市の対応

本市においては、平成6年度に「仙台市子育て環境づくり懇話会」を設置し、いち早く「子どもがすこやかに育ち、安心して子どもを生み育てることができる子育て環境の整備」に市民とともに取り組み、平成9年4月「仙台市すこやか子育てプラン」(平成9年度～22年度)を策定しました。

このプランでは、「未来を担う子どもたちが、自らのしあわせを追究し、夢を描くことのできる社会、夢を描く力を育てる家庭や地域社会の形成、そして、安心して子どもを生み、たのしく、すこやかに育てることのできるまちづくり」を基本理念に、「子どもが明るく心豊かに育つまち」「子育てが安心してできるまち」「子育てと仕事が両立できるまち」の3つを基本目標に掲げ、平成13年度を短期目標とする総合的な子育て・子育て支援計画としてスタートしました。

現在は、平成13年度までの成果を踏まえ策定した第2期行動計画(平成14年度～平成18年度)の期間中ですが、この計画においては、特に先導的に取り組むべき課題として6つの「重点プロジ

ェクト( 児童館ネットワーク推進 放課後児童健全育成事業の推進 子どもの権利総合推進 乳幼児医療費助成制度の拡充 子ども家庭支援ネットワーク推進 保育所等整備5ヵ年計画推進) を新たに掲げました。

今年度は、この第2期行動計画の3年目にあたり、児童館の計画的な整備や乳幼児医療費助成制度の対象年齢の拡大、子育て支援の拠点施設となる「のびすく仙台」の開設、保育所待機児童ゼロに向けた保育基盤の積極的な整備等、それぞれの目標達成に向け順調に取り組んできたところです。

こうした状況のなか、急速な少子化の進行等を背景に、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育つ社会の実現を図るため「次世代育成支援対策推進法」に基づく行動計画(平成17年度～平成22年度の前期計画)の策定が義務付けられました。

本市としては、これまでのプランの進捗状況を踏まえながら、より実効性のある施策の推進に取り組むため、「第3期行動計画」を2年前倒しで策定することとし、児童福祉法に定める市町村保育計画を包括し、母子保健施策、障害者施策等を盛り込んだ、次世代育成支援対策推進法に基づく前期市町村行動計画として位置づけるものです(別表1)。

## 2 計画期間

計画期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間とします。

ただし、計画期間中であっても、社会状況や計画の進捗状況などに応じて必要な見直しを行うものとします。

第 3 期 行 動 計 画 と 他 計 画 と の 関 係

	平成 6年	平成 7年	平成 8年	平成 9年	平成 10年	平成 11年	平成 12年	平成 13年	平成 14年	平成 15年	平成 16年	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年		
厚生労働省	エンゼルプラン 緊急保育対策等5か年事業等						新エンゼルプラン					子ども・子育て応援プラン											
地方公共団体 事業主												次世代育成支援対策推進法（10年間の時限立法） （前期）市町村行動計画 （後期）市町村行動計画 特定事業主行動計画 一般事業主行動計画											
仙 台 市 関 連 計 画	子育て 環境づくり懇話会 提言	すこやか子育てプラン策定	仙台市すこやか子育てプラン (保育計画、母子保健計画を包含)													[前倒し] (仮称)新すこやか子育てプラン							
			短期目標（第1期行動計画）	第2期行動計画		[前倒し] 第3期行動計画 (前期・市町村行動計画)					後期・市町村行動計画												
												ひとり親家庭等安心生活プラン											
							仙台市基本計画（仙台21プラン）																
												仙台市地域保健福祉計画											
												いきいき市民健康プラン											
							仙台市障害者保健福祉計画		新仙台市障害者保健福祉計画														
	H3～	仙台市女性行動計画			男女共同参画せんだいプラン				男女共同参画せんだいプラン2004														
									仙台市教育ビジョン（仙台まなびの杜21）														

### 3 子どもを取り巻く現状と課題

#### (1) 少子化の動向

【結婚や子育てへの意識の変化による出生率の低下】

本市における平成16年9月30日現在の人口1,001,201人のうち、15歳未満の年少人口は142,294人で、総人口の14.21%となっています。年少人口は、この15年間に2割減り、3万7千人減少しました。

平成15年には、65歳以上の人口比が15歳未満の人口比を上回るようになり、今後さらに年少人口は減り続け、5年後には約4千人減の約13万9千人になると推測されます。(図表1, 図表2)

少子化の主な要因として、仕事や結婚、子育てなどに関する意識の変化による晩婚化や未婚化のほか、経済情勢の悪化による若者の雇用不安などが挙げられます。

本市の合計特殊出生率は、全国よりも低い値で推移し、平成15年には1.18となりました。また、出生率(人口千人に対する年間出生数)も低下傾向にあります。

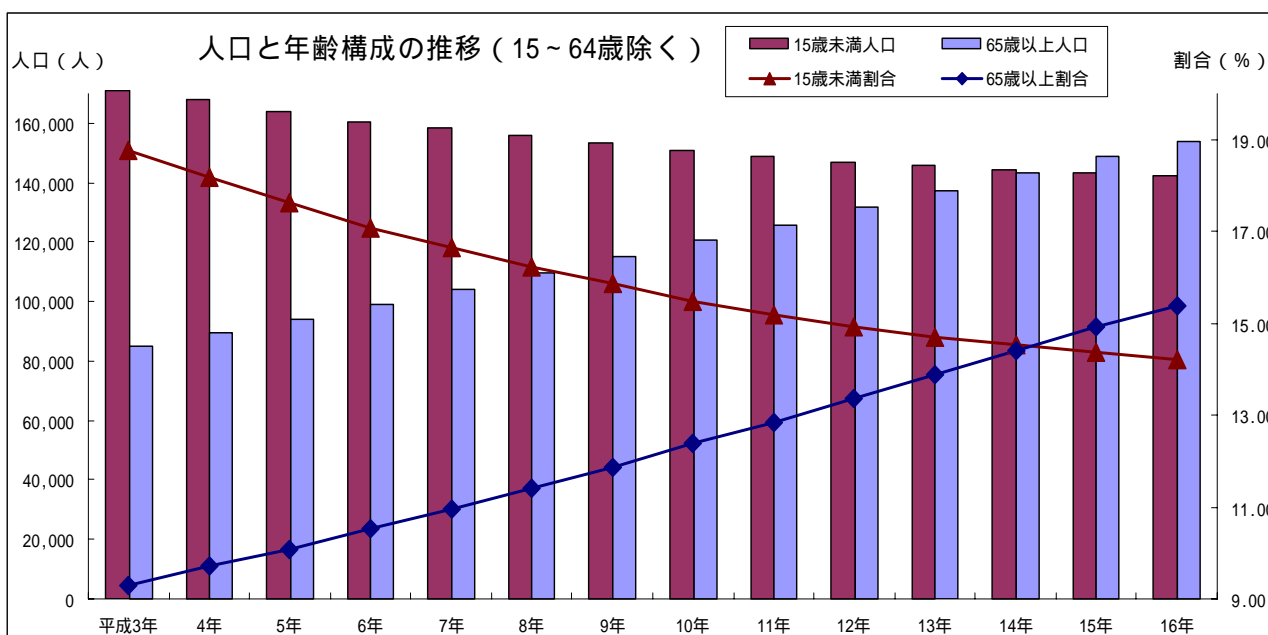
#### 課題 次代の親の育成, 若者の自立支援

図表1 人口と年齢構成の近年の推移

(単位: 人・%)

	平成3年	平成4年	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
15歳未満	171,075 18.75	167,763 18.17	164,171 17.62	160,387 17.07	158,365 16.66	155,769 16.22	153,635 15.86	151,114 15.49	148,727 15.17	146,939 14.91	145,731 14.71	144,539 14.52	143,489 14.37	142,294 14.21
15~64歳	656,340 71.96	665,734 72.12	673,687 72.29	680,036 72.39	688,208 72.38	694,816 72.37	700,086 72.26	703,744 72.14	706,098 72	706,718 71.72	707,619 71.41	707,314 71.07	706,097 70.71	704,945 70.41
65歳以上	84,767 9.29	89,613 9.71	93,989 10.09	98,972 10.54	104,163 10.96	109,525 11.41	115,071 11.88	120,722 12.37	125,849 12.83	131,736 13.37	137,559 13.88	143,461 14.41	149,022 14.92	153,962 15.38
総人口	912,182	923,110	931,847	939,395	950,736	960,110	968,792	975,580	980,674	985,393	990,909	995,314	998,608	1,001,201

資料: 年齢別住民基本台帳人口(市民局市民部市政課: 各年9月30日)



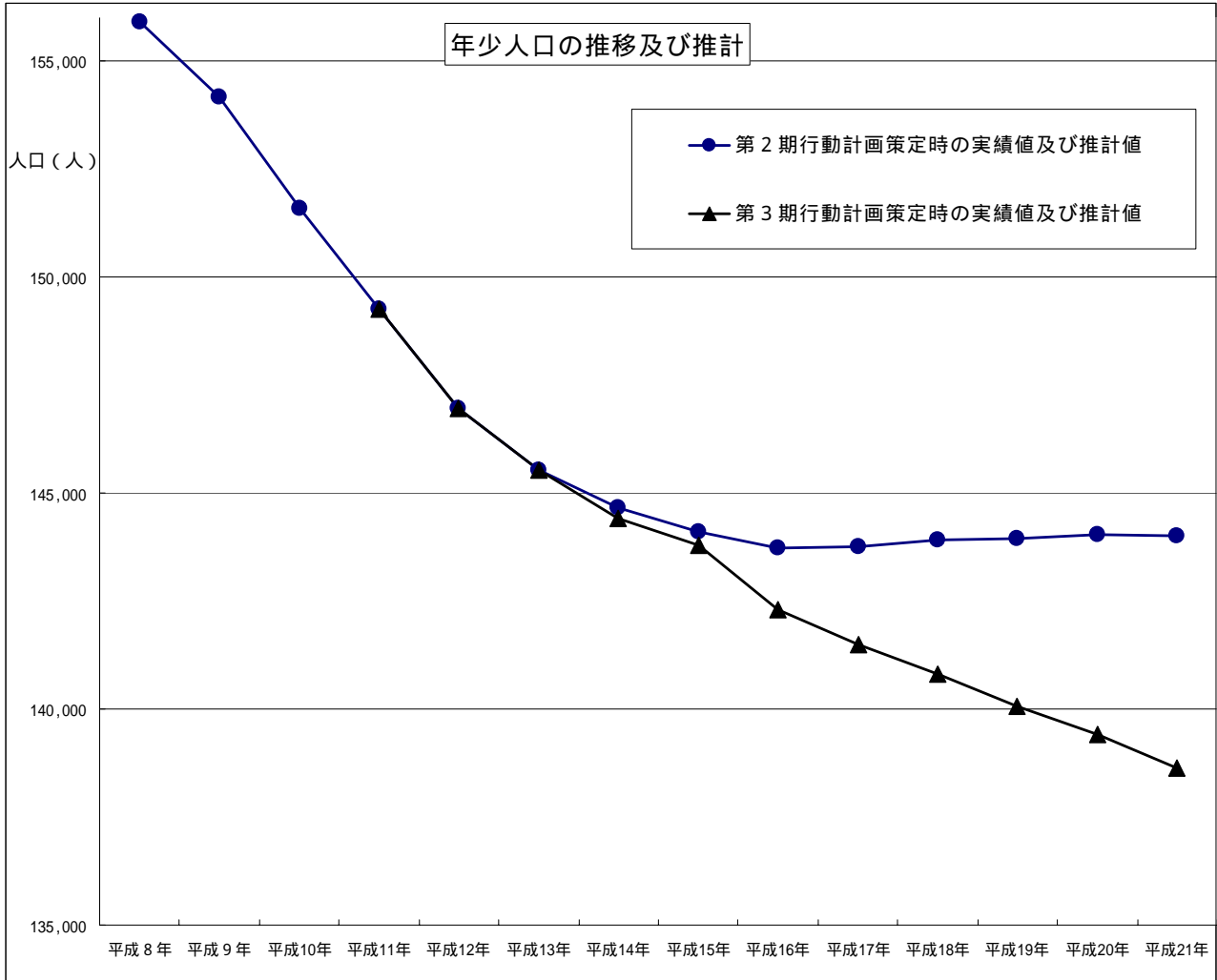
図表2 年少人口（15歳未満）の推移及び推計

(単位：人)

	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
第2期行動計画策定時の実績値及び推計値	155,910	154,182	151,589	149,254	146,967	145,540	144,656	144,088	143,729	143,772	143,908	143,936	144,030	144,012
第3期行動計画策定時の実績値及び推計値				149,254	146,967	145,521	144,405	143,806	142,303	141,490	140,801	140,054	139,397	138,648

第2期行動計画：平成8年～12年の住民基本台帳人口をもとにコーホート要因法により算出した、平成13年3月時点の人口推計（平成8年～12年は実績値）

第3期行動計画：平成11年～16年の住民基本台帳人口をもとに、国の人口推計ソフトを使用し、コーホート変化率法により推計（平成11年～16年は実績値）



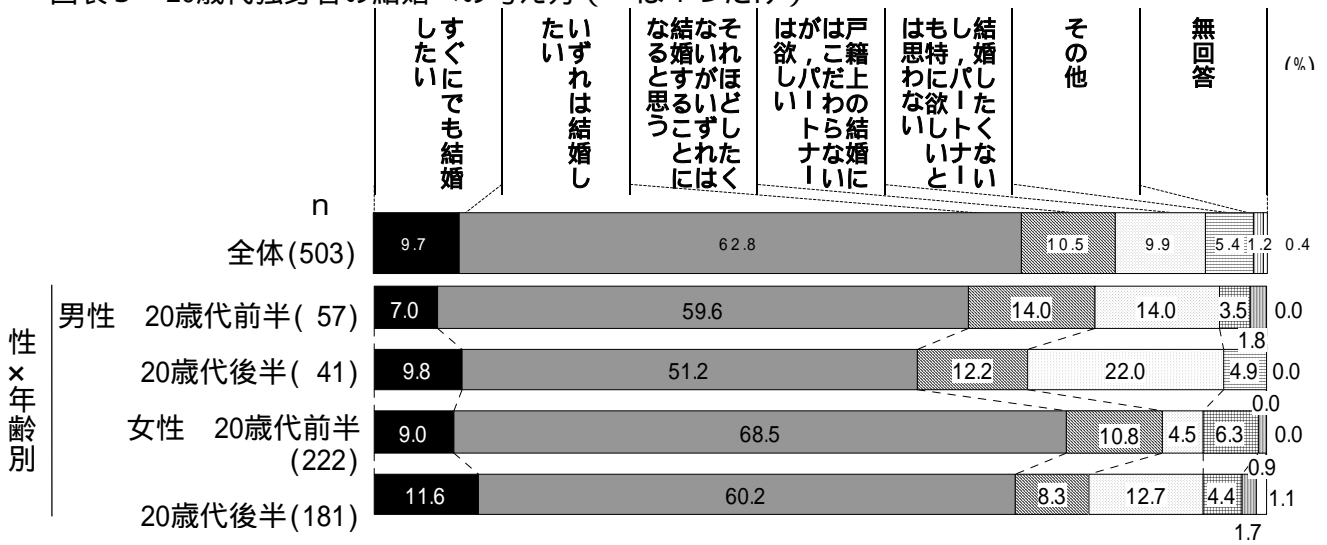
## (2) 20歳代の意識

### 【結婚観や家族観における男女の意識の違い】

女性は、結婚する意志が高いものの、結婚の自由や夫婦別姓、子どもを持つ自由などについては肯定的であり、子どもが乳幼児期であってもできれば就労したいと考えているのに対し、男性は、乳幼児期は家庭で保育すべきと考えるなど、男女の意識の違いが見られます。(図表3、図表4)。また、子育ては楽しいと思っている人が多いが、仕事と子育てを両立することの難しさや、子育てに肉体的疲れを感じるとしている女性も多くなっています。

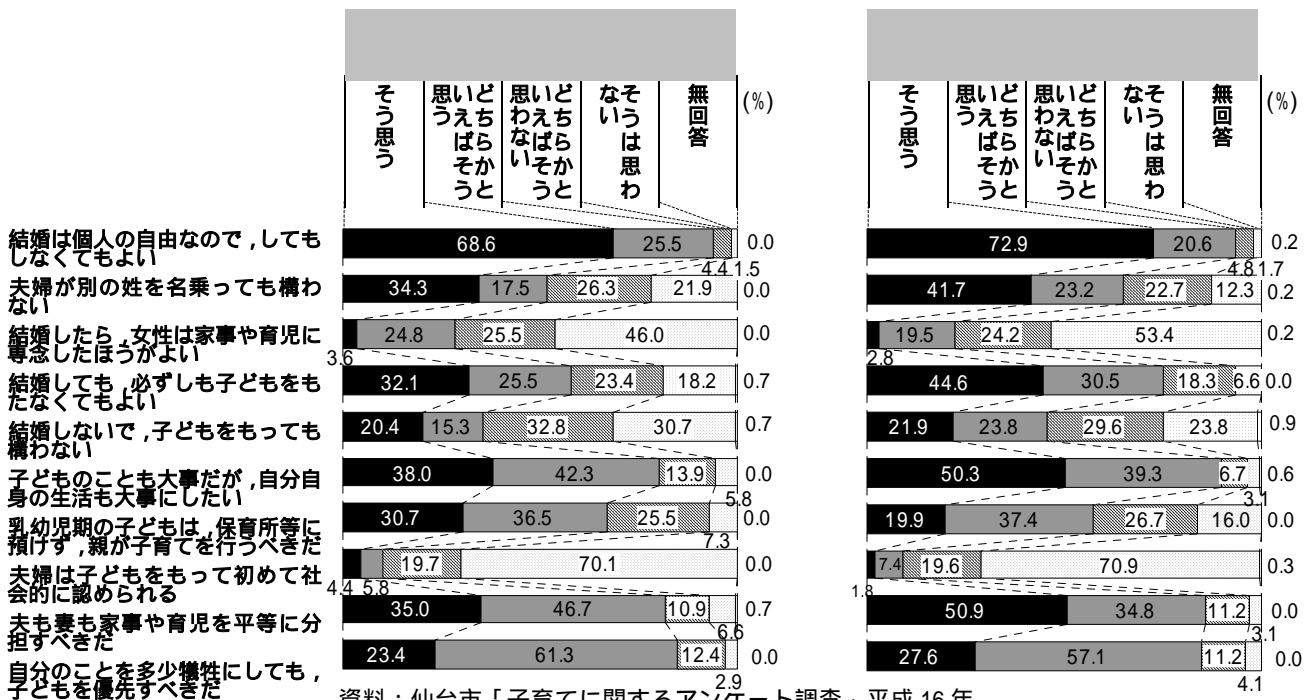
### 課題 男女がともに家庭生活を担えるための社会風土づくり、保育サービスの充実、育児期における労働環境の改善、保育体験機会の充実

図表3 20歳代独身者の結婚への考え方 (は1つだけ)



資料：仙台市「子育てに関するアンケート調査」平成16年

図表4 20歳代の家族や家庭に関する考え方 (未婚者含む・○は1つずつ)



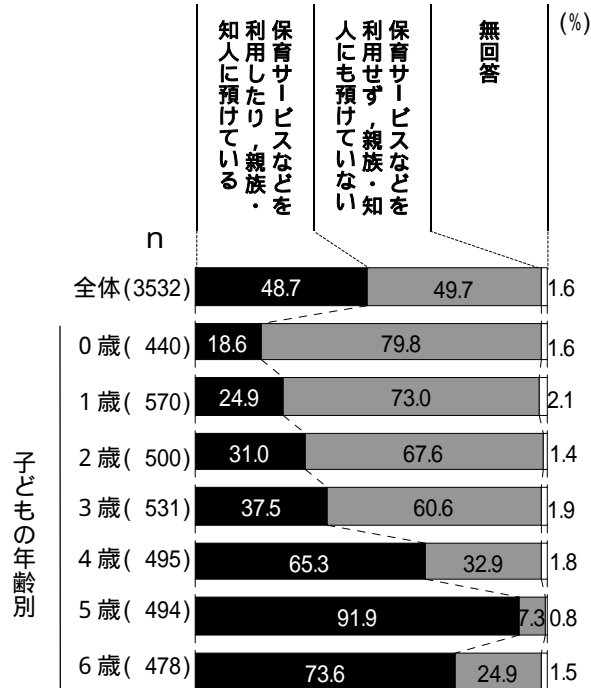
資料：仙台市「子育てに関するアンケート調査」平成16年

### (3) 子育ての状況

【3歳までは主に家庭保育】

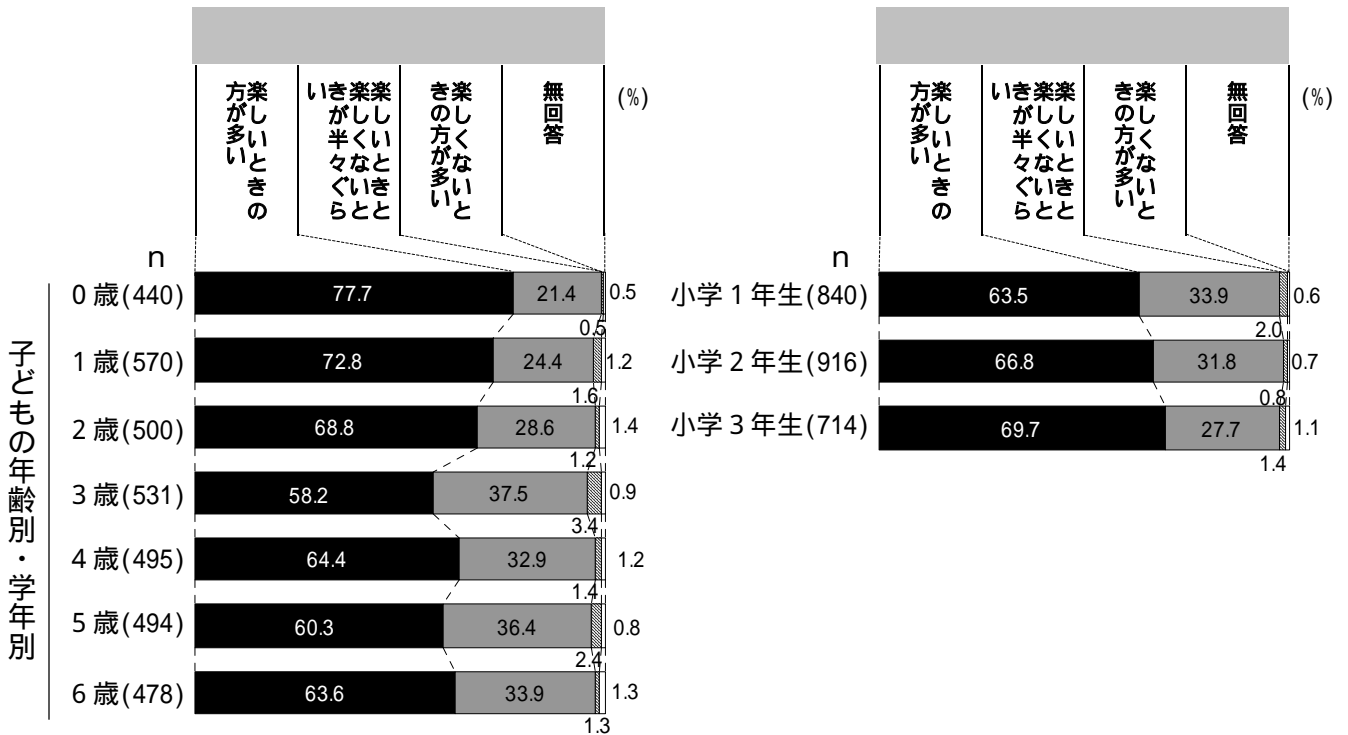
0歳～3歳までの世代の8割から6割は家庭でのみ保育しており，子育てについて楽しいときが多いと感じる割合も他の年代よりも高くなっています（図表5，図表6）。

図表5 保育サービス等の利用状況（○は1つだけ）



資料：仙台市「保育事業等に関するニーズ調査」平成16年

図表6 子育ての楽しさ（○は1つだけ）



資料：仙台市「保育事業等に関するニーズ調査」平成16年

【子育てに不安や負担を感じているのは3割】

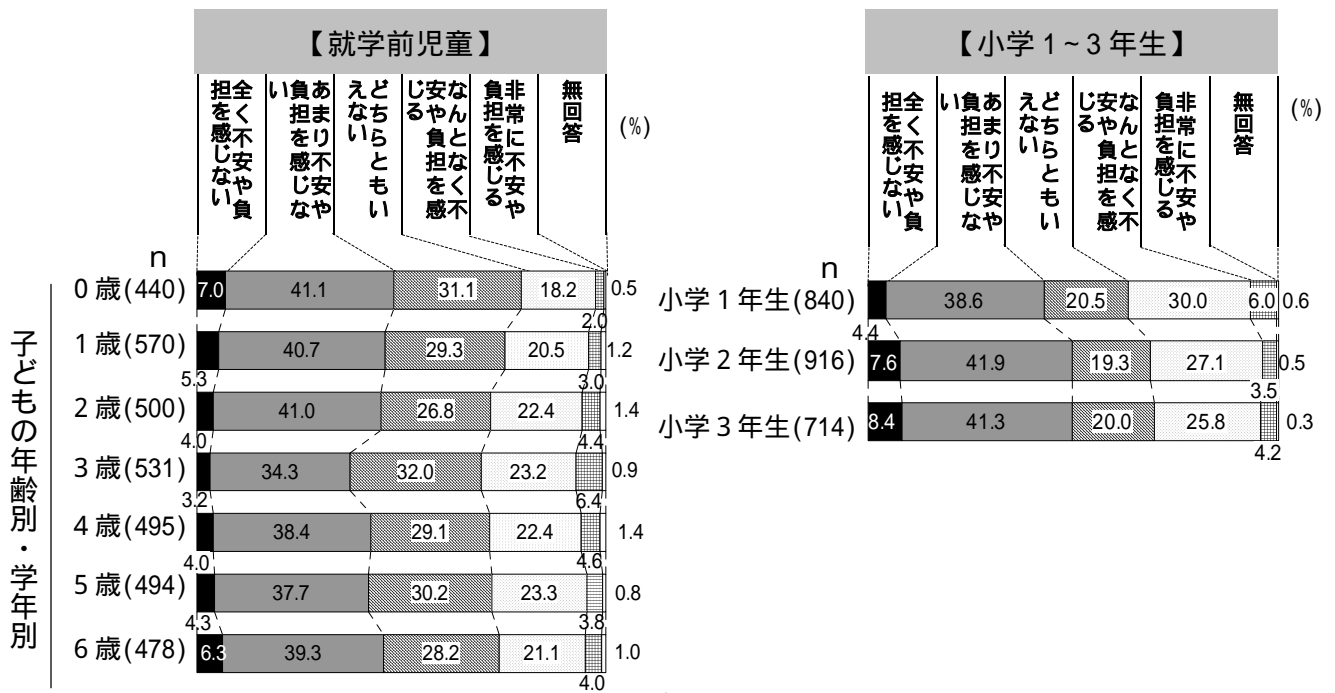
不安や負担を感じているのは就学前児童，小学生ともに3割前後ですが，小学1年生の保護者の不安感が最も強く，入学を機として子どもの教育や友だち関係に係る心配事が増えてくるものと思われます（図表7）

母親の就労状況による大きな違いはありませんが，非常に不安や負担を感じているのは勤め人に多くなっています（図表8）

一方，就学前児童の保護者及び専業主婦では，経済的な負担よりも，自分の自由時間がないことへの負担感のほうが大きくなっています。

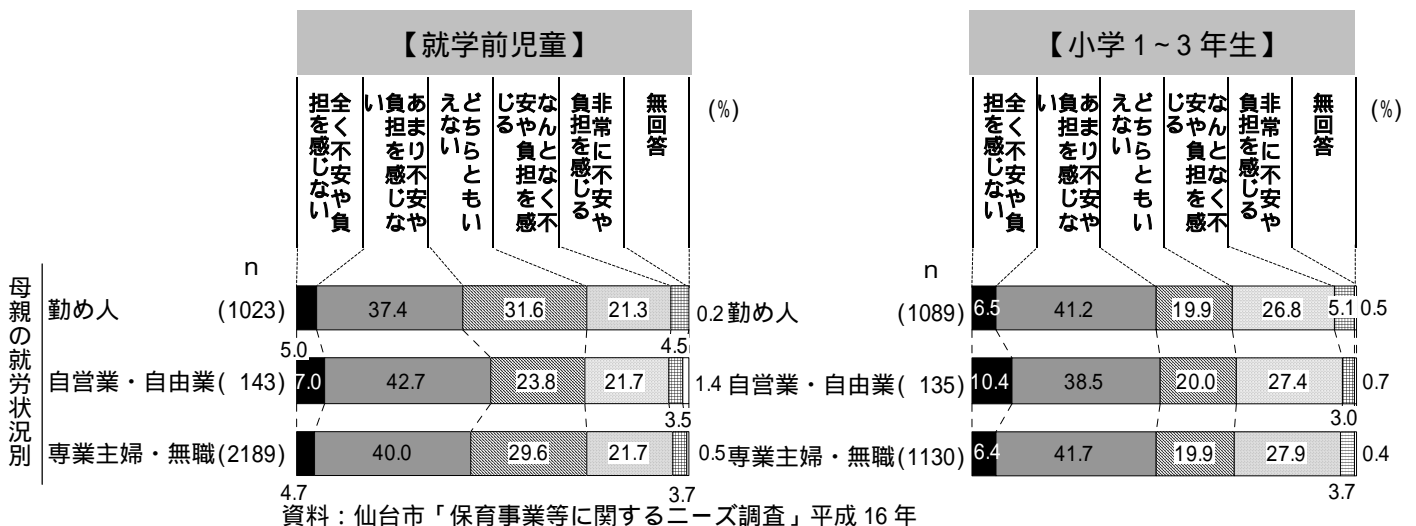
課題 地域における子育て支援，相談体制の充実

図表7 子育てに関する不安感・負担感（○は1つだけ）



資料：仙台市「保育事業等に関するニーズ調査」平成16年

図表8 子育てに関する不安感・負担感（母親の就労状況別・○は1つだけ）



資料：仙台市「保育事業等に関するニーズ調査」平成16年



### 【市に対して期待すること】

就学前児童・小学低学年児童ともに「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」「医療費の負担を軽減してほしい」「家の近くの遊び場を整えてほしい」「子どもを犯罪等の被害から守るための活動を推進してほしい」をあげています（図表9）。

### 課題 地域の子育て拠点整備，子育てに要する経費の負担軽減，児童の健全育成，子どもの

#### 安全・安心の確保

図表9 市に対して子育て支援の充実を図ってほしいこと（複数回答）

順位	就学前児童	小学1～3年生
第1位	子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい(75.4%)	子どもが医療機関にかかる費用負担を軽減してほしい(71.6%)
第2位	子どもが医療機関にかかる費用負担を軽減してほしい(71.1%)	子どもを犯罪等の被害から守るための活動を推進してほしい(63.2%)
第3位	認可保育所や幼稚園にかかる出費負担を軽減してほしい(65.1%)	子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい(56.7%)
第4位	家の近くの遊び場の環境を整えてほしい(58.1%)	家の近くの遊び場の環境を整えてほしい(50.1%)
第5位	子どもを犯罪等の被害から守るための活動を推進してほしい(56.6%)	歩行者や自転車のための交通安全施設の整備を推進してほしい(49.6%)

資料：仙台市「保育事業等に関するニーズ調査」平成16年

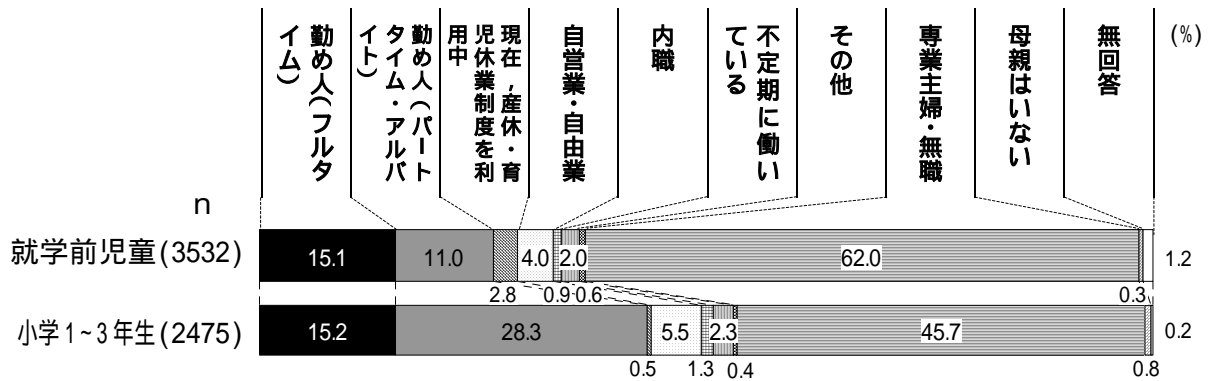
#### (4) 子育てと家庭・地域

##### 【年々増加する共働き】

子どもが小学生になると、パートタイムで勤める母親が増え、専業主婦は半数弱になります。また、母親の就労意欲の高まりや経済情勢などから、年々共働きの家庭が増加しています。それに伴い、保育所の基盤整備も進められています（図表10、図表11）。

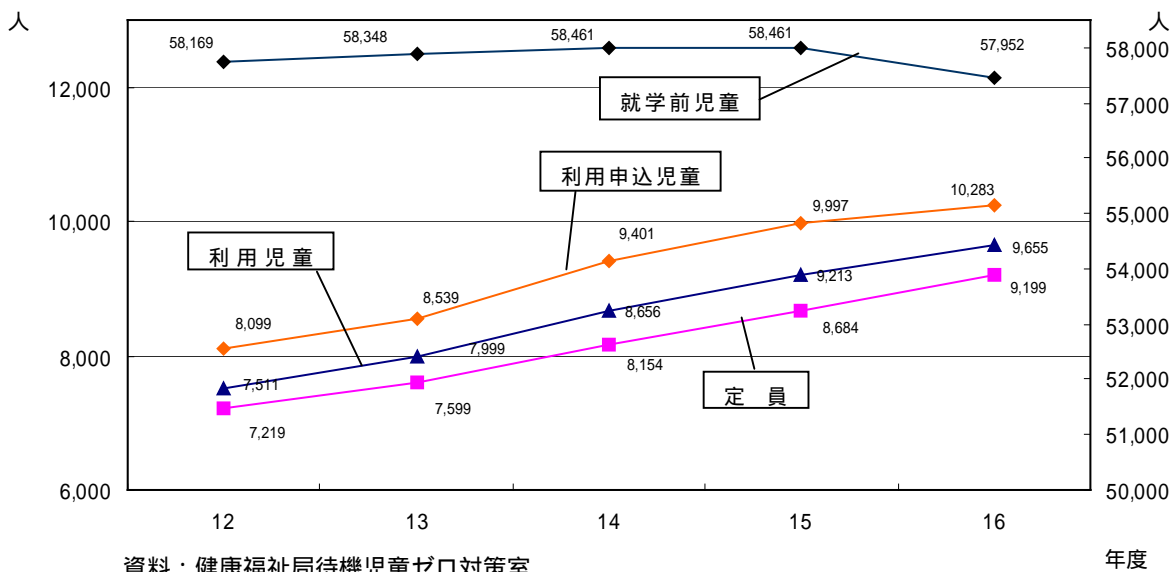
#### 課題 保育基盤の整備，放課後児童健全育成事業の推進

図表10 母親の就労状況（○は1つだけ）



資料：仙台市「保育事業等に関するニーズ調査」平成16年

図表11 保育所施設整備と利用児童数等の推移（各年4月1日現在）



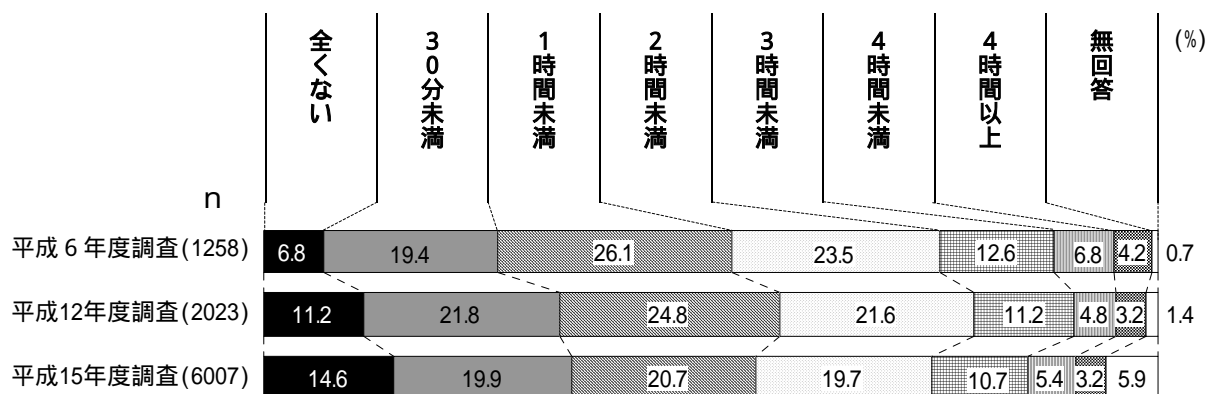
資料：健康福祉局待機児童ゼロ対策室

##### 【年々減る父親の育児時間】

就学前児童の家庭の約8割が核家族であり、子育てを共に支える配偶者の役割は大きいですが、平日子どもと一緒に過ごす時間が全くない父親は1割を超え、また、1時間未満の父親も半数を超えています（図表12）。

#### 課題 男女がともに担う子育ての促進，働き方の見直し

図表12 平日父親が子どもと一緒に過ごす時間・経年変化



注 平成15年度調査の選択肢の数が多いため、「5時間未満」、「6時間未満」、「6時間以上」を加算したものを『4時間以上』とした。

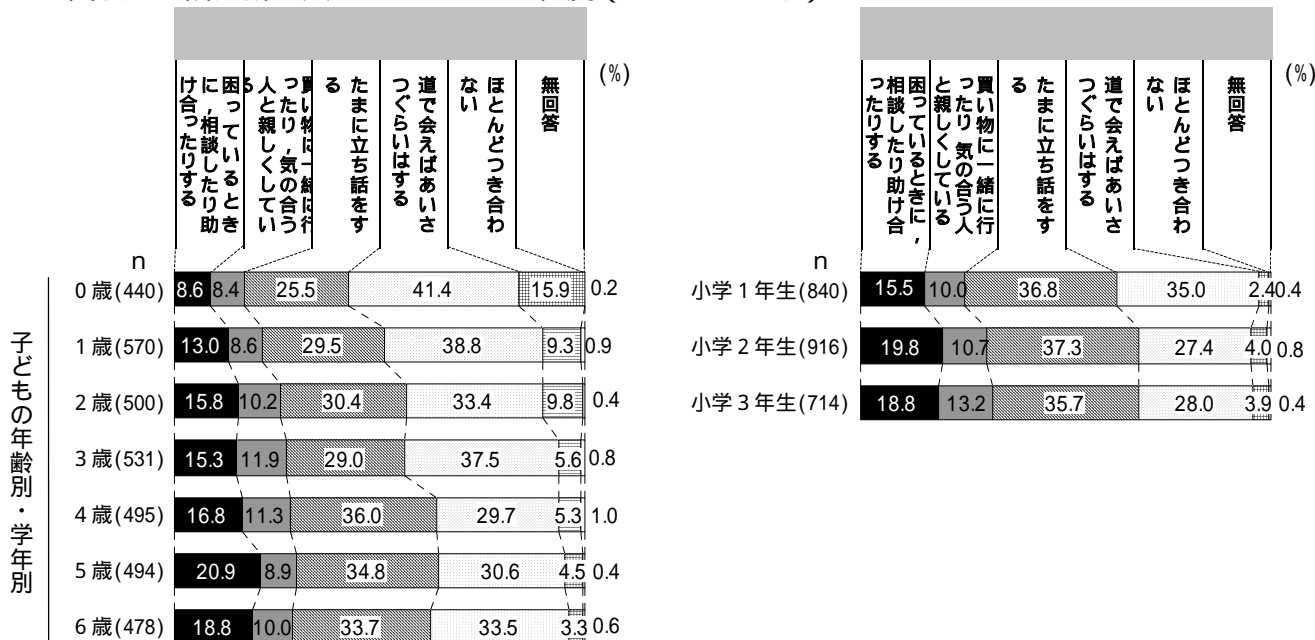
資料：仙台市「保育事業等に関するニーズ調査」平成16年

【年々減る近所つきあい】

年々近所とのつきあいが希薄化してきており、また、子どもの年齢が小さければ小さいほど、親しくしている人が少なくなっています。家庭で育児をしている母親の中には、一日中誰とも会話をしない、外出もしないなど、外界との接点をほとんど持たず、一人で悩みを抱えている人も少なくありません（図表13、図表14）。

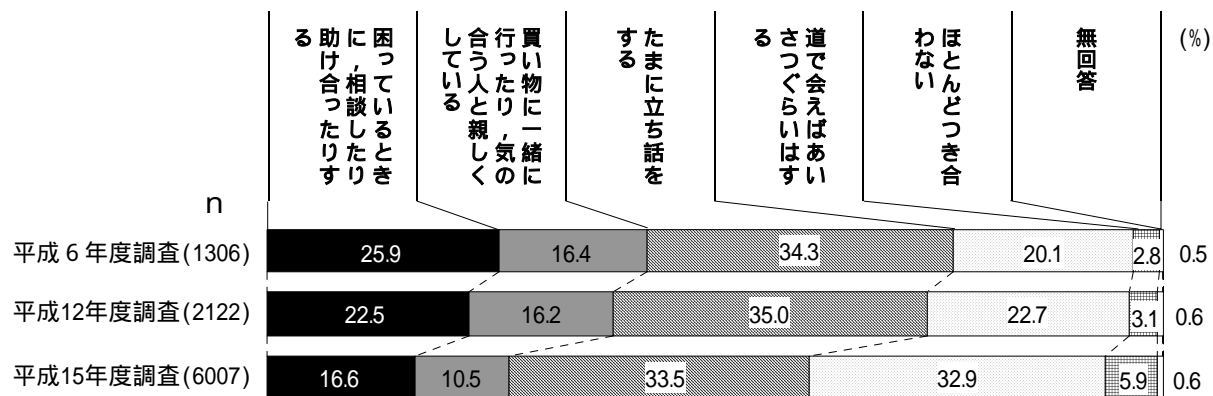
課題 地域における子育て支援

図表13 隣近所の人とのつきあいの程度（○は1つだけ）



資料：仙台市「保育事業等に関するニーズ調査」平成16年

図表14 隣近所の人とのつきあいの程度・経年変化



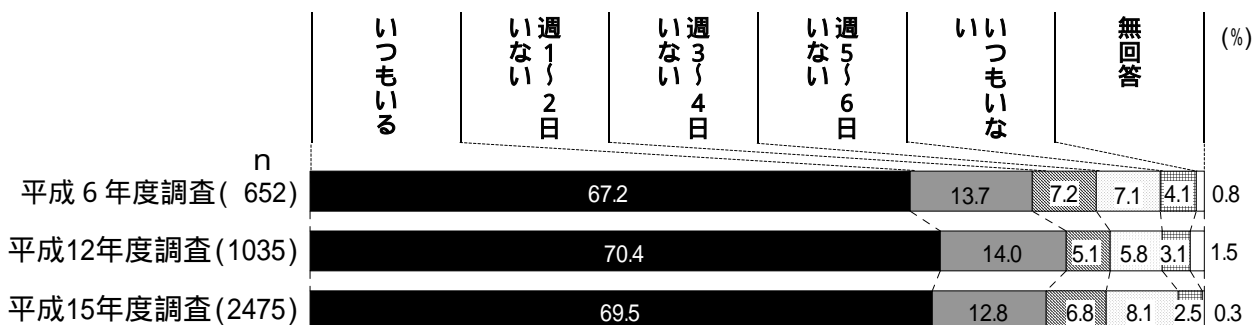
資料：仙台市「保育事業等に関するニーズ調査」平成16年

## (5) 子どもの生活

### 【放課後の過ごし方】

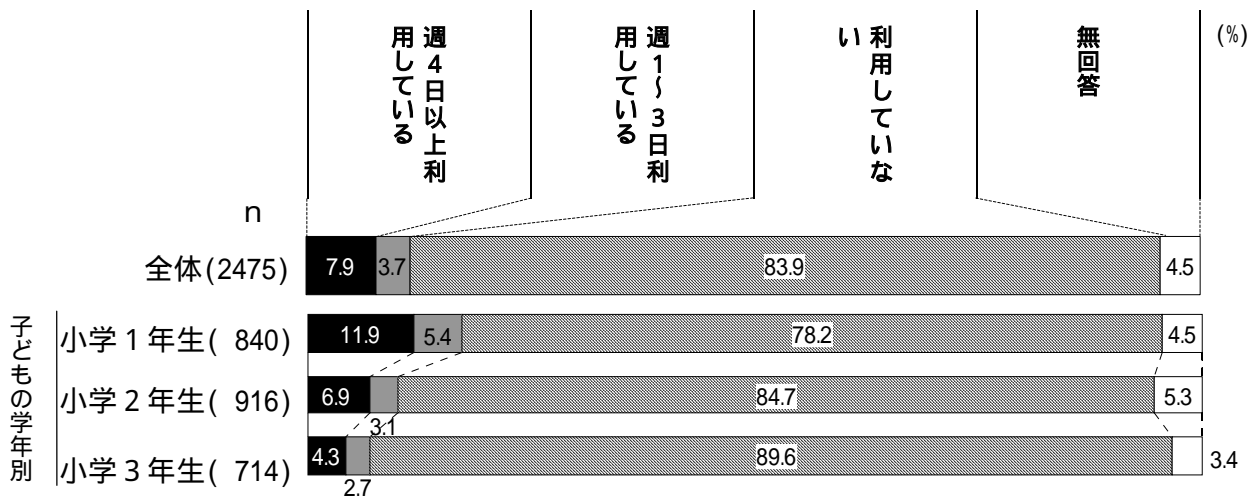
小学校低学年の多くは、午後4時までは友だちと校庭、公園、広場などの外の遊び場において、午後6時以降は9割以上の子どもが家で保護者等と一緒に過ごしています。また、7割の家庭では、帰宅時にいつも大人がおり、1割の家庭で児童クラブや留守家庭児童会を利用しています（図表15、図表16）。

図表15 子どもが帰宅時の家族の在宅状況・経年変化



資料：仙台市「保育事業等に関するニーズ調査」平成16年

図表16 平日の放課後児童健全育成事業の利用状況



資料：仙台市「保育事業等に関するニーズ調査」平成16年

【生活習慣の乱れ】

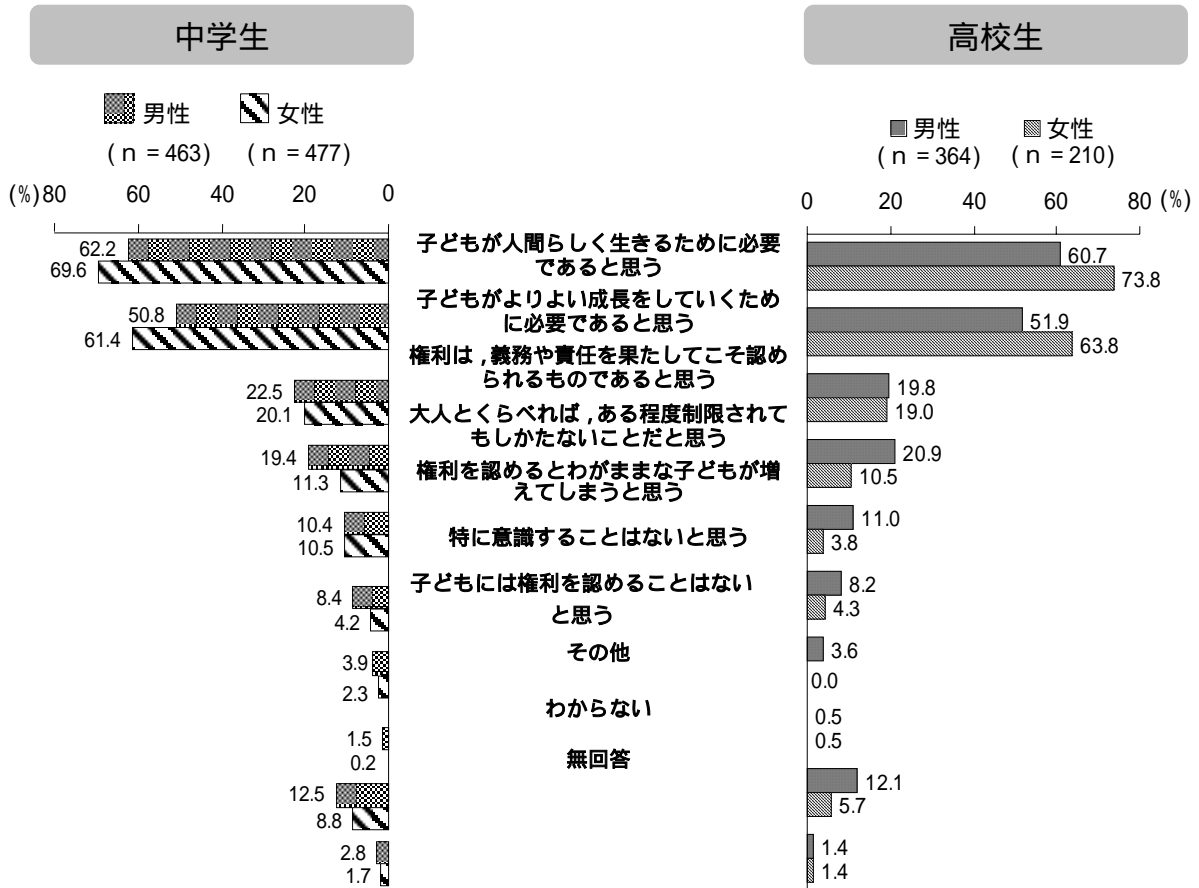
子どもの体格は向上していますが、体力は低下しています。また、夜型の生活による睡眠不足や食生活の乱れなどにより基本的な生活習慣が乱れ、肥満や拒食症などの問題が増加しています。さらに、喫煙や生活習慣病の低年齢化傾向が見られるようになっていきます。

## (6) 子どもの権利

### 【権利に対する子どもの認識】

子どもの権利条約に対する小中高生の認知度はあまり高くないものの、子どもの権利は必要だと多くの子どもたちは思っています（図表17）。

図表17 子どもの権利についての考え方（複数回答）

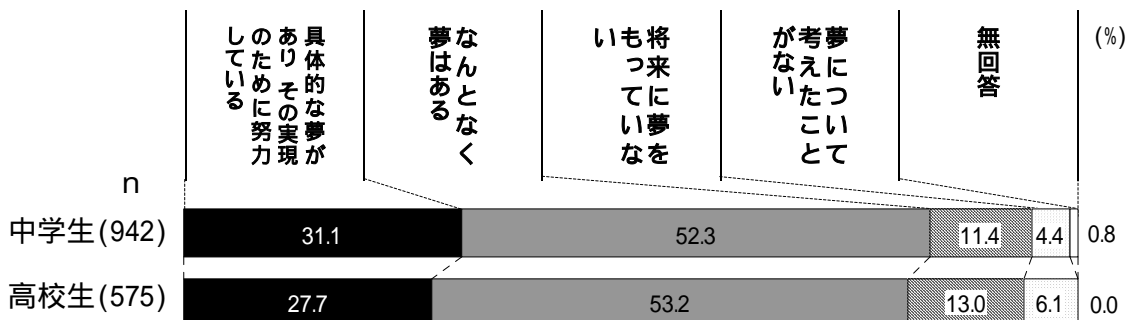


資料：仙台市「子どもの権利等に関するアンケート調査」平成16年

### 【多くの子どもは何らかの夢を持っている】

無関心、無気力などと言われている子どもたちですが、中高生の8割が夢を抱いており、閉塞感と不安感の満ちた現代社会の中においても、子どもたちは希望を持っています（図表18）。

図表18 将来の夢の有無



資料：仙台市「子どもの権利等に関するアンケート調査」平成16年

## (7) 子どもに関わる相談

### 【深刻化する児童虐待】

平成12年の児童虐待の防止等に関する法律の施行後、虐待に対する社会の認識が高まり、相談件数が急増しました。虐待の種類としては、身体的虐待が最も多く、年齢的には就学前児童が半数近くにもなっています（図表19、図表20）。

図表19 児童相談所の相談件数（児童虐待相談件数）

（単位：件）

年 度		身体的虐待	保護の怠慢	性的虐待	心理的虐待	合 計
平成13年度	計	126	94	9	54	283
	男	73	50	1	26	150
	女	53	44	8	28	133
平成14年度	計	149	102	8	25	284
	男	77	54	0	14	145
	女	72	48	8	11	139
平成15年度	計	126	96	5	41	268
	男	60	47	0	25	132
	女	66	49	5	16	136

資料：仙台市児童相談所

図表20 児童相談所年代別相談件数

（単位：件）

	0～ 3歳未満	3歳～ 学齢前	小学生	中学生	高校生 ・その他	計
平成13年度	46	77	113	31	16	283
平成14年度	56	98	89	31	10	284
平成15年度	57(21.3%)	65(24.3%)	101(37.7%)	32(11.9%)	13(4.8%)	268(100%)

資料：仙台市児童相談所

### 【中学校に多い不登校やいじめ】

小中学校ともここ数年横ばい状態にありますが、中学校での発生が依然として多くなっています（図表21、図表22）。

図表21 いじめの発生割合（仙台市の小中学校におけるいじめ）

		11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
発生学校数の割合 (発生学校数/調査学校数:%)	小学校	19.0	14.8	13.7	16.1	11.3
	中学校	68.8	48.4	52.4	38.1	41.3
1校あたり平均件数 (発生件数/調査学校数:件)	小学校	0.4	0.4	0.2	0.3	0.2
	中学校	4.1	2.2	2.1	2.0	2.2

資料：教育局教育相談課

図表21 仙台市における不登校児童生徒の割合（年間30日以上欠席者 / 在学者数：％）

	平成11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
小学校	0.39	0.38	0.36	0.42	0.34
中学校	2.94	3.09	3.29	3.03	3.08

資料：教育局教育相談課



## 4 現状分析のまとめと基本的な課題

### 少子社会への対応

本市の人口は、平成14年にこれまでの社会増が減少に転じる中、自然増により毎年の人口の伸び(3~4千人増)をどうにか維持している現状にありますが、平成15年の合計特殊出生率は国の1.29をさらに下回り、1.18とその低下に歯止めがかからない状況にあります。実際、15歳未満についてみると、児童数はこの5年間で5千人も減少するなど、ほとんどの年齢層で減少が始まっています。また、少子化は社会や経済に様々な問題を引き起こす一方で、これまで遊びをとおして培われてきた子どもの社会性や豊かな人間性の形成にも影響を及ぼすと考えられています。

### 子育て家庭の孤立化への対応

核家族化やひとり親世帯の増加とともに、地域社会の人間関係が希薄化する中、地域の子育て環境も大きく変わってきており、子どもとその子育て家庭の置かれている孤立感などへの対応が課題となっています。

### 男女共同参画の推進

本市における女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)は全国平均を下回り、「主婦」層が比較的多く、幼稚園入園児が4,5歳児の8割前後を占める状況にありましたが、ここ数年の保育所待機児童の増大にみられるように、子育て期の女性の潜在的な就業希望はますます高くなってきており、多様な保育基盤の整備とともに、男性の家事・育児参加など男女が家族としての責任を共に分かち合うことのできる社会を形成することも重要な一方の課題となっております。

### 社会全体での見守り

本市においては、こうした子どもや子育て家庭を取り巻く社会環境の変化をしっかりと認識し、社会全体で子どもと子育て家庭を見守り支えることを施策の基本としながら「安心して子どもを生き育て、子ども自身もすこやかに育つことのできるまち」という基本理念を実現するために、プランの3つの基本目標を踏まえ、次のような課題に取り組みます。

## (1) 子どもが明るく心豊かに育つまち(子ども自身の育ち支援)

すべての子どもの権利が保障され、子どもが自ら考え、主張し、地域社会を構成する一員として行動する力をつけることができる環境づくりを進めます。

そのためには、子どもの権利を尊重する幅広い意識の醸成を図るとともに、子ども自身の学ぶ力や考える力を地域社会全体で育むことが重要であり、そうした豊かな体験の機会や場の整備とともに、地域で子どもを支える人材の育成が求められています。特に、若者の引きこもりが大きな社会問題となっている今日、これからの次代を担う大人、そして親となるためには、家庭等での十分な愛情と安心を前提としながらも、子どもの自立と社会参画をあらゆる場面で積極的に推進していくことが大きな課題となっています。

また、これらの課題は障害や不登校、いじめ、虐待など特に支援を必要とする子どもたちにとっても同様であり、適切な保護のもとでの自立に向けた地域社会全体での支えあいが必要となっています。

## (2) 子育てが安心してできるまち(子育て支援)

出産や育児に対する不安や負担感を少なくし、男女が共に子育てに喜びとゆとりを持てる環境づくりを進めます。

そのためには、安心して子どもを生み育てられる保健・医療・福祉の充実が求められています。特に子育ての孤立感や負担感で不安や悩みを抱える母親が増えている今日、妊娠や出産時、そして乳幼児期の早い段階からの相談支援体制の充実が緊急の課題となっています。家庭においては、男性の家事・育児参加等による男女が共に担う子育てが促進され、地域においては子育てネットワークの構築等による支えあいがこれまで以上に求められています。

また、地域でまちづくりを進めるにあたっては、子どもと子育て家庭にやさしい安全・安心なまちとなるための特段の配慮をしていくことが必要です。

## (3) 子育てと仕事が両立できるまち(両立支援)

男性も女性も共に、社会生活及び家庭生活における大人(社会人)として、あるいは親としての責任を共有し、仕事と子育てが両立できる環境づくりを進めます。

そのためには、男女が共に家庭と地域と社会(仕事)にそれぞれの役割と責任があることを自覚し、仕事だけでなく家庭だけでもないバランスのとれた共生社会をともに創りあげていくことが大きな課題となっています。働き方の見直しもこうした観点から進められていくことが必要であり、労働時間の短縮や育児休業制度等の利用が図られるよう必要な環境づくりに取り組みます。

また、女性の就労希望が増大している今日、女性が子どもを生み育て、そして働き続けることができるよう支援に努めるとともに、親の働き方に対応したきめ細かな保育サービスの充実にも積極的に取り組んでまいります。

## 5 計画策定の基本的視点

平成9年度に策定した「仙台市すこやか子育てプラン」では、計画策定にあたって(1)子どもの最善の利益の尊重 (2)社会全体による子育て (3)仙台市の地域特性 という3つの基本的視点を掲げました。子どもの権利の尊重を基本に、男女がともに協力し子育てを担うこと、また、市民・企業・行政等が連携をし、社会全体で子どもと子育て家庭を支えとともに、本市の地域特性を十分に生かした市民参画による子育て環境づくりを推進していくことが重要であると考えました。

さらに、平成14年度からの「第2期行動計画」(5ヵ年計画)では、事業の実施にあたって(1)子どもの健全育成 (2)子育て支援 (3)市民との協働 という3つの視点で事業を推進することとしました。特に、子どもの遊びや活動の支援に力を入れるとともに、支援の必要な子どもへの対応の充実を図ることとしました。

また、保育基盤の整備や放課後児童対策に積極的に取り組むとともに、家庭や地域、学校、企業、そして行政とが相互に連携をし、地域ぐるみで子どもと子育て家庭への支援を総合的に取り組むこととしました。

本計画である「すこやか子育てプラン第3期行動計画」の策定と事業の実施にあたっては、プランのこれらの基本的視点をしっかりと踏まえながら、次の3つの視点で施策を推進してまいります。

### (1) 子どもの健全育成の視点

子どもが安心し、毎日を健康ですこやかに暮らすことのできるよう、地域の見守り等により、その安全が保障され、また、子ども自らがこうしたい・こうしてほしいと心から望むこと=子どもにとっての最善の利益が保障されることが必要です。

そして、子ども自身の自主性・主体性を尊重することを基本とし、次代を担う自立した大人になるための十分な教育機会や文化的・社会的な体験の機会を様々な形で豊かに提供することが重要だと考えます。

こうした子どもの健全育成の視点を基本としながら、子ども自身の育ちを支援する様々な施策に取り組んでまいります。

### (2) 社会全体での子育て支援の視点

核家族化や地域における連帯感の希薄化などが進むなかで、育児への不安や負担感などストレスを抱える母親や、相談する相手もないまま24時間子育てに追われるという母親の孤立した状況は、子どものすこやかな成長にとって憂慮すべき事態となっています。

安心して子どもを生み、喜びとゆとりを持って子育てをするためには、こうした子育て家庭を周りから支援するための様々な施策の充実が求められています。家庭においては、男女がともに家族としての責任を分かち合えるようにするとともに、地域においては身近なところで子育ての相談や情報が得られたり、親子で遊べる広場があったりなど、地域全体で子どもと子育て家庭を見守り支えていくことが重要だと考えます。

このように社会全体で子育てを支援するという視点を基本としながら、子育て家庭が喜びとゆとりをもって子どもを育てることができるよう、様々な支援策に取り組んでまいります。

### (3) 市民との協働の視点

本計画では、子どもと子育て家庭を対象とした次世代育成支援対策を実施するにあたり、行政はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体でそれぞれの担い手とその役割に応じて協力し、相互の協働の下で対策を進めていくこととしております。

したがって、事業の推進にあたっては市民との協働の視点を基本としながら、地域における社会資源の効果的な活用を図るなど各主体が知恵と工夫を出し合い、それぞれの地域にふさわしい手法で事業が展開されるよう取り組んでまいります。

#### [各主体の役割]

##### 家庭の役割

家庭は、子どもが最初に出会う「社会」であり、子どもの成長にとって最も基本となるよりどころ＝安心できる居場所です。そして、親は子どもをひとりの人格を持った人間として尊重するとともに、愛情を持って子どもの心身を育む責務を負っています。

##### 地域の役割

地域においては、将来の社会を担う子どもたちの成長を市民一人ひとりが育む意識を持ち、身近な活動を通して子どもの成長を見守り、支えていくことが期待されています。

##### 学校の役割

学校は、一人ひとりの子どもに豊かな人間性や自ら学び考える力などの「生きる力」の育成を図り、個性を生かす教育を展開する場です。そのために、子どもが主体的な学習を進めることができるよう、魅力ある教育環境等の整備に努める必要があります。

##### 企業の役割

企業は、「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画を策定し、積極的に取り組むなど、男女がともに子育てと仕事を両立できる職場環境づくりに努める必要があります。

##### 市の役割

市は、子育て支援事業の推進に関する施策を総合的に策定し、実施するとともに、市民や事業者と連携を図り、社会全体の協力を求めていく必要があります。

## 6 計画の推進

### (1) 重点化

仙台市基本計画「仙台21プラン」の実施計画（平成16年度～18年度）や他の部門別計画などとの整合性を図りながら、子どもに関わる既存事業も含めた事業体系にするとともに、社会・経済情勢や厳しい財政状況に的確かつ柔軟に対応するため、緊急あるいは先導的に取り組む課題については、重点プロジェクトとして優先的かつ効果的に推進します。

## **(2) 内外の連携**

本計画は広汎な分野にわたる事業を展開することとなるため、学校や保育所・幼稚園などの子どもに関わる機関や庁内関係部局との連携を密にして取組みます。また、多様化した市民ニーズに的確に対応するため、行政サービスのみでなく、市民やNPO、地域団体など各種関係団体との連携・協力を図りながら進めます。

## **(3) 実効性のある推進**

実効性のある取組みを進めるため、子どもの施策を重点的に実施している関係部局で「庁内推進会議」を設置します。また、仙台市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、計画の進捗状況の確認やその評価を行い、結果について市民に公表いたします。さらに、市民ニーズの変化や国における新たな施策などへの的確に対応できるよう、計画を適宜見直すこととします。

## 第2部 施策の推進

### 1 推進に向けた取組み

すこやか子育てプランの基本理念及び基本目標の実現に向けて、第2期行動計画の取組みの成果や課題を踏まえながら、より実効性のある施策に取り組みます。

#### (1) 基本理念と基本目標

##### 基本理念

##### 子どもがすこやかに育つまち仙台

未来を担う子どもたちが、自らのしあわせを追求し、夢を描くことができる社会、夢を描く力を育てる家庭や地域社会を目指します。  
また、安心して子どもを生み、たのしく、すこやかに育てることのできるまちづくりを目指します。

##### 基本目標

子どもが明るく  
心豊かに育つまち  
(子ども自身の育ち支援)

すべての子どもの権利が保障され、子どもが自ら考え、主張し、地域社会を構成する一員として行動する力をつけることができる環境づくり

子育てが安心  
してできるまち  
(子育て支援)

出産や育児に対する不安や負担感を少なくし、子育てに喜びとゆとりを持てる環境づくり

子育てと仕事が  
両立できるまち  
(両立支援)

男性も女性もともに働く人々が、社会生活及び家庭生活における責任を共有し、仕事と子育てが両立できる環境づくり

#### (2) 施策の展開

##### 【重点事業の取組み】

子どもに係る施策を広汎な分野にわたって体系的に整理し、14の柱のもとに基本施策を展開していきます(別表2)。また、その中から特に6つの重点プロジェクトについて優先的かつ効果的に取り組みます(別表3)。

## 2 事業体系



### 3 重点プロジェクト

すこやか子育てプランの第3期行動計画では、計画に位置づけた個別の事業のうち、緊急に取り組むべき課題、または先導的に取り組むべき課題について、6つの「重点プロジェクト」を掲げています。

ここで掲げた6つの重点プロジェクトについては、今後の計画期間中において、具体的な目標設定を行いながら、優先的、かつ効果的な事業の推進に努めます。

(別表3)

#### 【施策体系と課題】

#### 【重点プロジェクト】

##### 基本目標1「子どもが明るく心豊かに育つまち」

(子ども自身の育ち支援)

- (1)子どもの権利の推進
- (2)子どもの学ぶ力、考える力の育成
- (3)子どもの活動拠点の整備と充実
- (4)子どもの豊かな遊び・スポーツ・文化の環境の形成
- (5)特に支援を必要とする子どもたちへの対応
- (6)これから親になる子どもたちの啓発
- (7)若者の社会的自立支援
- (7)若者の社会的自立支援

- 子どもの権利の推進と社会参画の仕組みづくり
- 地域における子どもの成長に対応した活動拠点の整備
- 子どものための総合的な相談支援体制の推進
- 深刻化する子ども虐待への対応強化と地域での見守り活動の推進

##### 基本目標2「子育てが安心してできるまち」

(子育て支援)

- (1)健やかに子どもが生まれ育つための保健・医療の充実
- (2)地域における子育て支援の充実
- (3)子育て家庭に対する支援策の充実
- (4)子どもにやさしいまちづくりの推進
- (5)男女がともに担う子育ての促進

- すべての子育て家庭が安心してできる支援体制づくり
- 安心して地域で子育てできる環境づくり

##### 基本目標2「子育てが安心してできるまち」

(子育て支援)

- (1)保育サービスの充実
- (2)働き方の見直し及び多様な働き方の実現に向けた取り組みの推進

- 安心して子育てと仕事が両立できる環境づくり

**プロジェクト1**  
**「こどもの権利の推進」**  
 子どもの権利の推進  
 子どもの自立と社会参画の推進

**プロジェクト2**  
**「地域における子育てと子育て支援」**  
 地域における支援施設の整備拡充  
 中高生の居場所づくり  
 社会資源をつなぐ子育て支援ネットワークの推進  
 地域における安全・安心の確保

**プロジェクト3**  
**「子ども総合相談機能充実」**  
 子どもの総合相談支援体制の整備

**プロジェクト4**  
**「子ども虐待への対応強化」**  
 児童虐待防止対策の充実  
 育児不安の軽減対策の充実

**プロジェクト5**  
**「すべての子育て家庭への支援」**  
 母子保健・学校保健の充実  
 乳幼児医療費助成制度の拡充  
 ひとり親家庭等への支援

**プロジェクト6**  
**「子育てと仕事の両立支援」**  
 保育サービスの充実  
 放課後児童の健全育成



## 重点プロジェクト1

## 子どもの権利の推進

～ひとりひとりが輝くように～

### 趣 旨

子どもが安心して毎日を健やかに暮らせるよう守り育てられ、子ども自らの意志が尊重され、「子どもの最善の利益」が保障される社会をつくるために、子どもも含めた社会全体の意識啓発を進めます。

また、権利の主体として、子ども自らが参加し、社会の一員として主体的に社会に関わることができる仕組みづくりを行います。

### 概 要

#### 1 - 1 子どもの権利の推進

意識の啓発と醸成

市民相互の理解と共感を深めるための取組を行います。

小学生や大人へのリーフレット配布

シンポジウムや子どもを対象としたワークショップの開催

人権教育の推進

保育所・児童館・学校等職員の研修の充実

子どもに関わる現場職員が、子どもの権利を理解し、人権の推進者としての自覚を持って職務にあたるよう研修の充実を図る。

子どもの権利を推進するための仕組みづくりについての検討

子どもの権利を擁護し、確立するための効果的な仕組みの一つとして、条例制定のあり方などについて、子どもたちも含めた多くの市民の参画を得ながら検討します。

児童養護施設等の整備・充実

老朽化した児童養護施設や情緒障害児短期治療施設等の改築整備により、施設機能の拡充と生活環境の充実を図るとともに、里親制度の活用なども含めた保護の必要な子どもへの対応を充実します。

【委託里子率】

平成15年度実績 11.7%

\* 委託里子率 = 里子委託数 / 措置児童数

平成22年度当初 15.0%

#### 1 - 2 子どもの自立と社会参画の推進

子どもの意見を聴く機会の充実

各種事業の実施に際し、子どもの意見を聴く機会を充実します。

### 子どもの社会参加事業の推進

生涯学習事業の推進（学びのコミュニティづくり推進事業，地域子ども教室推進事業，市民センターにおける青少年健全育成事業など）を通して，子どもの自主性や社会性を育むため，地域におけるさまざまな体験活動を推進します。

### 中高生等への自主企画事業への支援

自立への夢と希望を抱きながら中高生がいきいきと活動できるよう，自主的・主体的な活動を支援します。

### 特別支援教育推進

障害のある児童生徒の自立や社会参加に向け，一人ひとりの教育的ニーズに応えるよう特別支援教育を推進します。

障害のある子どもの適正な就学推進

特殊学級等の適正配置，教育環境の整備

特別支援教育コーディネーターの養成と各学校への配置

## 重点プロジェクト2

## 地域における子育てと子育て支援

～豊かな地域社会の中で伸びやかに～

### 趣 旨

子どもの自主性と創造性を育み、次代の担い手としてその能力を生かすことができるよう、家庭・地域・学校等がそれぞれの教育機能の充実を図るとともに、互いに連携しながら子どもの成長を支えます。

また、子どもや子育てに配慮した安全で快適な生活環境の整備を進めるとともに、子どもが事故や犯罪等に巻き込まれないよう学校、地域、関係機関の連携による取組を進めます。

さらに、このような社会全体における取組を進めるために、さまざまな社会資源の活用や子育てを支える人材を育成し、市民との協働によって子育て支援体制を構築します。

### 概 要

#### 2 - 1 地域における支援施設の整備拡充

##### 児童館の整備

小学校区単位の児童館の配置を基本とし、小学校の敷地活用を中心に効率的かつ計画的な整備を推進します。

##### 【児童館整備数】

平成17年度当初 84館          平成22年度当初 95館

##### 児童館事業の充実

遊びをとおして児童の健やかな心と体を育む開放型施設という機能を活用し、さまざまな体験や異年齢児・世代間交流等により児童の育つ力を養うとともに、親子交流等により育児不安の解消を図るなど、地域で子どもが育ち、子育てができる環境づくりを推進します。

児童を取り巻く環境の変化や指定管理者制度の導入を踏まえ、個々の児童館の活動の充実や支援を図るため、区中央児童館や児童館ネットワークのあり方について検討します。

##### 保育所地域子育て支援事業の拡充

地域の子育て家庭を支えるため、保育所における育児相談、子育てに関する情報提供、子育てサークル等の育成など、各種支援事業を拡充します。

##### 【事業実施施設数】

平成17年度当初 15か所          平成22年度当初 30か所

#### 2 - 2 中高生の居場所づくり

中高生等が夢や希望の実現に向けて、自主的に活動ができる拠点を整備します。

主体的・自主的な中高生の活動を促進するため、既存施設等を活用した拠点について検討します。

## 2 - 3 社会資源をつなぐ子育て支援ネットワークの推進

### スクールパートナーシッププラン推進事業

学校教育をより豊かで多様性のあるものとし、子どもたちの生きる力を育むため、地域との連携を深め、さまざまな教育資源を学校教育に活用します。

#### 楽学プロジェクトの推進

関係機関で構成する支援組織がコーディネートをし、児童生徒による商店や工場などの見学、ボランティア体験学習などを促進します。

#### 学校支援ボランティア育成

大学と連携した人材バンクの充実や研修会の開催などにより、ボランティアを育成し、教育活動の活性化を図ります。

#### 学校評議員制・学校評価の推進

地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校評議員から学校運営に関して幅広く意見を求め、その協力を得ながら学校運営の改善に活かしていきます。

### 学びのコミュニティづくり推進事業

学校や市民センターなどを核に、ボランティア団体などとの連携のもと、地域における子どもの多様な人間関係を育てます。

### 地域子ども教室推進事業

放課後や週末に学校等を活用して、地域のボランティアが児童のスポーツや文化活動などのさまざまな体験活動の機会を提供し、子どもの生きる力を育みます。

### すくすくサポート事業（ファミリー・サポート・センター事業）の促進

地域住民が会員となって子どもを預けたり、預かったりする子育て支援活動をコーディネートし、地域での子育て環境を充実していきます。

#### 【登録会員数】

平成15年度実績 990人      平成22年度当初 2,700人

### 子育て支援ボランティアの育成

研修会の開催や助成金の交付など、子育て支援活動を行う団体を育成、支援します。

#### 【ボランティア託児数】

平成15年度実績 2,264人      平成22年度当初 2,500人

### 子どもの育ちを支える人材の育成

#### 子ども未来フォーラムとの連携

市民ボランティアによる実行委員会組織の子ども未来フォーラムとの協働により、研修会やワークショップの開催、活動の場の提供など、子どもの遊びを支援する人材の育成を進めます。

#### ボランティア団体・NPOとの連携

各団体の専門性を生かしたボランティアの受け入れや人材育成など、ボランティア団体等との連携により、地域における人材育成を進めます。

## 2 - 4 地域における安全・安心の確保

### 安全安心まちづくり事業

#### 夏休み子ども安全安心マップづくり

小学校周辺の通学路を中心にした地域について，犯罪や交通事故，災害等の発生しやすい危険な場所を子どもの目線で確認した「安全安心マップ」を作成し，地域住民に配布することで，情報を地域で共有し，子どもの日常生活の安全の確保を図ります。

#### 地域安全安心まちづくり活動支援事業

地域において，自主的な防犯活動に取り組んでいる地域の団体等の活動を支援することにより，市民が安全に暮らすことができる地域社会の実現を図ります。

### 児童生徒の安全確保事業

家庭や地域の関係団体・機関と連携しながら，防犯ブザーの購入費の一部を補助するなど継続的に児童生徒の安全指導や安全管理に関する取組を行います。

## 重点プロジェクト3

## 子ども総合相談機能充実

～ひとりひとりを大事に～

### 趣 旨

複雑化，多様化している子どもの相談についてよりの確に対応できるよう，それぞれの相談機関の連携を強化するとともに，各機関の機能の見直しと拡充を図ります。

### 概 要

#### 3 - 1 子どもの総合相談支援体制の整備

##### 子どもの総合相談支援体制の整備

保健，福祉，教育などの各相談部門が一体となって子どもの自立と育成に取り組むことができるよう，相談支援体制の整備を図ります。

児童相談所・青少年指導センターの機能の見直しと拡充  
教育・福祉の一体的な相談体制の検討

##### スクールハートケア事業の充実

いじめや不登校などの心の問題に対応するため，相談体制の充実や学校と家庭，関係機関との連携強化などを図ります。

##### 相談体制の充実

- ・スクールカウンセラーの配置（市立中学校・市立高等学校・市立養護学校への全校配置）
- ・心の教室相談員（市内全中学校），さわやか相談員（市内小学校）の配置

##### 適応指導事業

- ・適応指導センター「児遊の杜」や適応指導教室「杜のひろば」における不登校児童生徒の自立支援

##### 障害児の総合相談支援体制の充実

保健・福祉・教育・医療との密接な連携を図りながら，障害のある乳幼児・児童の発達及び自立を支援できるよう，相談支援体制の充実を図ります。

##### 発達相談支援センター（アーチル）での総合的・継続的な相談・療育支援

- ・発達障害児への相談・療育支援
- ・生活場面における多様なニーズに応じた総合相談及び地域生活支援

## 重点プロジェクト4

## 子ども虐待への対応強化

～子どもを守るために～

### 趣 旨

児童相談所及び区保健福祉センターを中心に、子ども虐待の予防及び対応に向けた取組を強化し、関連施設や団体による地域の連携体制を築きます。

また、虐待発生を予防するため、育児不安など養育支援が必要な家庭を把握し、継続的に訪問支援する取組を推進するとともに、虐待を受けた子どもや保護者に対する適切なケアを行い、親子が良好な家庭環境で生活できるよう支援します。

### 概 要

#### 4 - 1 児童虐待防止対策の充実

子ども虐待対応体制強化

児童相談所及び各区保健福祉センターの連携と体制強化

要保護児童対策協議会などによる地域・関係機関・市民団体とのネットワーク化

児童養護施設等の整備・充実（再掲）

老朽化した児童養護施設や情緒障害児短期治療施設等の改築整備により、施設機能の拡充と生活環境の充実を図るとともに、里親制度の活用なども含めた保護の必要な子どもへの対応を充実します。

【委託里子率】

\* 委託里子率 = 里子委託数 / 措置児童数

平成15年度実績 11.7%

平成22年度当初 15.0%

【専門里親数】

平成16年度 2人

平成22年度当初 12人

#### 4 - 2 育児不安の軽減対策の充実

育児ヘルプ家庭訪問事業の実施

出産後の体調不良等のために育児が困難な場合など、児童の養育について支援が必要な家庭を訪問することで、児童の養育の安定を図ります。

母子保健事業の充実

母子健康手帳交付，両親学級，乳幼児健診等を活用した相談指導業務の充実

育児サークル等の育成・支援

【幼児健康診査受診率】

1歳6カ月児健診

平成15年度実績94.0%

平成22年度当初96.0%

3歳児健診

平成15年度実績86.6%

平成22年度当初90.0%

## 重点プロジェクト5

## すべての子育て家庭への支援

～健やかに～

### 趣 旨

子どもとともに家族全員が健康で楽しく安心して生活ができるよう、生涯にわたる健康の基礎づくりの第一歩である母子保健を充実強化するとともに、子ども自身が健康づくりに取りくむ意識や基本的な自己管理能力を育むことができるよう学校保健についてもその充実を図ります。

また、子育て家庭の経済的負担の軽減や、ひとり親家庭への支援など、安心して子育てができる環境づくりを進めます。

### 概 要

#### 5 - 1 母子保健・学校保健の充実

##### 食育の推進

子どもの健やかな心と身体の発達を促し、豊かな人間性を育むため、家庭、保育所、学校、地域等において食育を推進します。

##### 保育所における食育の推進

食の体験や地域の子育て家庭への食に関する相談など、家庭や地域と連携した食育を推進する。

##### 学校における食に関する指導の充実

児童生徒に正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけさせ、食事を通じて自らの健康管理ができるようにするため、給食指導と各教科との関連を図りながら、食に関する指導を推進します。

##### 育児ヘルパーの派遣（育児ヘルプ家庭訪問事業）

出産後の体調不良等のために家事や育児が困難な家庭に育児ヘルパーを派遣する産後ヘルプサービスの利用期間を拡大し、母体の健康保持と育児支援の充実を図ります。

##### こころの病の早期発見と支援の充実

産後うつ病など心の病を早期に発見し、相談・指導・支援を強化します。

##### むし歯予防対策の推進

むし歯を予防するために、幼児健康診査や健康教育における年齢に応じたフッ化物応用指導を強化します。

##### 【虫歯のない3歳児の割合】

平成15年度実績 60.1%      平成22年度当初 77.0%

##### 【2歳6カ月児歯科健診受診率】

平成15年度実績 62.6%      平成22年度当初 78.0%



## 5 - 2 乳幼児医療費助成制度の拡充

すべての医療保険の被保険者に対して平成17年10月に現物給付を実施し、今後の制度のあり方についてさらに検討を進めます。

## 5 - 3 ひとり親家庭等への支援

ひとり親家庭が不安なく安定した生活を送ることができるよう、子育て生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援など、自立を促進するための施策を総合的、計画的に展開します。

相談機能の充実

- ・母子自立支援員の活動促進
- ・情報提供の工夫

子育て・生活支援の充実

- ・家庭生活支援員の派遣

就業支援体制の確立

- ・母子家庭等就業・自立支援センター事業の実施
- ・より安定した就業に向けた能力の開発
- ・雇用や就業機会の創出

## 重点プロジェクト6

## 子育てと仕事の両立支援

～子育ても仕事も大切に～

### 趣 旨

就労形態の多様化や家庭における子育て支援のニーズに的確に対応するため、多様な保育サービスの充実を図り、市民が安心して子どもを産み育て、かつ、働きつづけることができる環境づくりを推進します。

### 概 要

#### 6 - 1 保育サービスの充実

##### 保育基盤の整備

認可保育所の新增設，認可保育所に準じるサービスを提供する「せんだい保育室」の認定・助成などにより，保育基盤の拡充を図り，保育所等の受け入れ定員を拡大します。

事業名	17年度当初	22年度当初
保育所等	定員数	定員数
認可保育所	10,444人	11,194人
せんだい保育室	1,550人	1,750人
事業所内保育施設	240人	250人
家庭保育福祉員	63人	100人
計	12,297人	13,294人

##### 多様な保育サービスの拡充

就労形態の多様化やすべての子育て家庭における支援ニーズに対応するため，保育サービスの拡充を図ります。

事業名	17年度当初	22年度当初
保育時間延長等	保育所数	保育所数
延長保育事業(2時間以上)	11か所	15か所
休日保育事業	6か所	10か所
夜間保育事業	0か所	2か所
産休明け保育	22か所	30か所
産休明け等予約保育	0か所	実施
障害児保育	(3歳以上)	(全年齢)
一時的・臨時的保育	施設数	施設数
一時保育事業	22か所	35か所
ショートステイ事業	6か所	6か所
病後児デイサービス事業	4か所	5か所

### 幼稚園預かり保育の充実

「親と子の育ちの場」である幼稚園を活用し、地域や保護者のニーズに対応した預かり保育の拡充を図ります。

#### 【預かり保育（4時間以上）】

平成17年度当初 76か所          平成22年度当初 102か所

#### 【預かり保育（休日）】

平成17年度当初 95か所          平成22年度当初 109か所

### 保育の質の向上

多様な保育ニーズへの対応や地域における子育て支援機能の強化を図るため、保育所の職員に対する研修の充実に努めるとともに、認可外保育施設に対する職員研修や運営に関する指導監督を充実し、より安全で良質な保育サービスを提供します。

## 6 - 2 放課後児童の健全育成

### 放課後児童健全育成事業の充実

保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校低学年の児童を対象に、放課後の健全な遊びと生活の場を提供するとともに、その質の充実に努めます。

利用希望の増加地域やニーズの多様化に対応するため、多様な主体の活用を図ります。

障害のある児童の利用を推進するとともに、設備の改善を進めます。

放課後児童健全育成事業におけるサービス内容の平準化を図るとともに、受益者負担の適正化に取り組みます。

### 障害児放課後ケア支援等事業の充実

児童館等の利用が困難な小学生から高校生までの障害児を対象として、放課後や長期休暇期間中に地域で豊かに生活できる場を提供するため、障害児放課後ケア支援等事業を行う団体に運営費を助成し、より身近な地域で実施できるよう拡充に努めます。

#### 【実施団体数】

平成17年度当初

通年実施団体	小学生のみ対象	4か所
	中・高生のみ対象	3か所
	小・中・高生対象	3か所
長期休暇期間のみ実施団体	小・中・高生対象	2か所

## 4 主な施策

ここでは、事業体系に基づき、第3期行動計画に位置づけたすべての事業について、基本目標、施策体系ごとに、一覧表としてまとめています。

個別の事業については、それぞれの事業名や事業内容だけでなく、数値目標や実績など、できるだけ具体的な指標を掲げるよう努めました。また、表の右欄には、それぞれの事業が主に対象とする子どもの年齢を表示しています。

これらの事業の推進によって、すこやか子育てプランの基本理念である「子どもがすこやかに育つまち仙台」の実現を目指すものです。

基本目標

1

# 子どもが明るく心豊かに育つまち (子ども自身の育ち支援)

## 施策体系(1) 子どもの権利の推進

子どもが安心して毎日を健やかに暮らせるよう守り育てられ、子ども自らの意志が尊重され「子どもの最善の利益」が保障される社会をつくるために、子どもも含めた社会全体の意識啓発を進めます。

また、権利の主体として、子ども自らが参加し、主体的に社会に関わることができる仕組みづくりを行います。

**基本施策： 子どもの権利を尊重する意識の醸成と啓発**

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)			
				0~5	6~11	12~18	
1	市民局 健康福祉局 教育局 (教育指導課)	人権教育の推進	自分を大切にし、他人を尊重する態度を育成する教育活動を推進し、子どもたちの人権意識や男女平等観の定着を図る	→			
2	健康福祉局 (こども企画課)	子どもの権利推進	次代を担う子ども一人ひとりが安心して健やかに暮らし、ひとりの人間として尊重され「子どもの最善の利益」が保障されるよう、子ども自身を含めた市民意識の普及啓発を進める 子どもの権利条例の制定など、権利を推進するための仕組みづくりについて、市民相互の理解と共感を深めながら積極的に取り組む 【せんだい子どもの権利ブック配付部数】 平成17年度：12,000部 21年度：15,000部 【シンポジウム・ワークショップ等の開催回数】 平成17年度：2回 21年度：3回	→			
3	健康福祉局 (こども企画課) (保育課) 教育局	保育所・児童館・学校等 職員の研修	子どもに関わる現場職員が子どもの権利を理解し、人権の推進者としての自覚を持って職務に携われるよう研修の充実を図る	→			

**基本施策： 保育・教育機関等での「子どもの権利」の推進**

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢（歳）			
				0～5	6～11	12～18	
1	教育局 (教育相談課)	スクールハートケア事業	児童生徒が地域、学校、家庭で精神的に安定した生活を送り、すこやかに成長できるよう、心の問題の早期発見、未然防止、解決を目指した支援援助活動や様々な働きかけを行う 子どもの心を開かせ、他者との関わりを持たせるよう働きかけを行う				
2	市民局 健康福祉局 教育局 (教育指導課)	人権教育の推進【再掲】	自分を大切に、他人を尊重する態度を育成する教育活動を推進し、子どもたちの人権意識や男女平等観の定着を図る				

**基本施策： 子どもの自立と社会参画の推進**

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢（歳）			
				0～5	6～11	12～18	
1	各局区	子どもの意見を聴く機会の充実	各種事業の推進に際し、子どもの意見を聴く機会を充実させる				
2	各局区	社会参加の機会充実	介護体験等の各種講座や各種イベント等におけるボランティアの機会を充実させる				
3	教育局 (中央市民センター)	子どもの社会性の向上や自立の促進	「ジュニアリーダー養成・支援」：中高校生の体験活動推進と子ども会の活性化を図る 「インリーダー養成・支援」：子ども会のリーダーとして活躍する児童や世話人を育てる研修会の充実を図る。 「子どもの意見を聞く機会の充実」：市民センターの講座、事業の企画を通して中高校生の意見を反映させる場を提供する 【ジュニアリーダー登録者数】 平成16年度：333人 【インリーダー研修会参加者数】平成16年度：2383人				
4	健康福祉局 (こども企画課)	子どもの権利推進【再掲】	次代を担う子ども一人ひとりが安心して健やかに暮らし、ひとりの人間として尊重され「子どもの最善の利益」が保障されるよう、子ども自身を含めた市民意識の普及啓発を進める 子どもの権利条例の制定など、権利を推進するための仕組みづくりについて、市民相互の理解と共感を深めながら積極的に取り組む 【せんだい子どもの権利ブック配付部数】 平成17年度：12,000部 21年度：15,000部 【シンポジウム・ワークショップ等の開催回数】 平成17年度：2回 21年度：3回				

## 施策体系(2) 子どもの学ぶ力、考える力の育成

子どもたちの自主性と創造性を育み、次代の担い手としてその能力を生かすことができるよう、家庭・地域・学校等がそれぞれの教育機能の充実を図るとともに、互いに連携しながら、子どもの成長を支えます。

### 基本施策： 家庭の「子育て力」の充実

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)		
				0~5	6~11	12~18
1	健康福祉局 (こども企画課) 教育局 (生涯学習課) (中央市民センター)	家庭教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康福祉：育成活動への市民の関心と積極的な参加機運を高めるための「ふれあいシネマトーク」事業等を充実させる(こども企画課)</li> <li>教育：「就学時前研修」 小学校入学前の子どもを持つすべての保護者が参加する就学時健康診断等の機会を活用して家庭教育に関する講座を開設し、家庭教育の重要性について考える機会を提供する(生涯学習課)</li> </ul> 【子育て講座実施校数】 平成16年度：56校  「家庭教育推進事業の拡充」 親として子どもへの適切な関わり方を学べる事業を幅広く展開する(中央市民センター) 【事業実施市民センター数】平成17年度：31か所 【事業実施数】 平成17年度：42事業 【参加人員】 平成17年度：1214人			
2	教育局 (中央市民センター)	親子参加プログラム	自然観察や物づくり等に一緒に取り組むことで、健全な親子関係を築く 【事業実施市民センター数】平成17年度：43か所 【事業実施数】 平成17年度：67事業 【参加人員】 平成17年度：2345人			

### 基本施策： 子どもを育む豊かな地域社会の形成

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)		
				0~5	6~11	12~18
1	教育局 (教育指導課)	スクールパートナーシッププラン推進	学校教育をより豊かで多様性のあるものとし、子どもたちの生きる力を育むため、地域との連携を深め、地域の様々な教育資源を学校教育に活用する			
2	市民局 (地域振興課)	市民センター整備	共生の視点のもと、子どもから高齢者まで地域の住民に活動の場を提供し、住民の手による望ましい地域づくり活動や地域防災活動の拠点として整備する生涯学習事業は、教育局で実施する  【計画事業】 平成16年度：設計1か所 平成17年度：設計2か所、改築設計2か所 平成18年度：建設1か所、改築設計3か所、設計・建設1か所			
3	各区	区民と創るまち推進事業	地域の特性や市民の創意を生かしたまちづくりを推進し、いきいきとした地域づくりを目指す			
4	教育局 (生涯学習課)	学びのコミュニティづくり	地域の共有財産である学校や市民センターなどを核に、従来の地縁的な関係に「学習」「趣味」「企業」「ボランティア」などを加え、子どものすこやかな育ちを支援する多様な人間関係を地域に育て、学校・家庭、地域社会が持つ教育機能をより相乗的に発揮させる			

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)		
				0~5	6~11	12~18
5	教育局 (生涯学習課)	マイスクールプラン2 1	<p>市立学校の余裕教室等諸施設を学習活動ルーム「マイスクール」として地域に開放し、地域の社会教育団体やボランティア団体・サークル等が自立して社会活動を行うことができる拠点を身近な場所に確保するとともに、学校に地域社会の学習資源を取り入れることで児童に地域社会の重要性を認識する機会を提供する</p>		→	
6	健康福祉局 (こども企画課) 教育局 (生涯学習課) (中央市民センター)	家庭教育の推進【再掲】	<p>・健康福祉：育成活動への市民の関心と積極的な参加機運を高めるための「ふれあいシネマトーク」事業等を充実させる(こども企画課)</p> <p>・教育：「就学時前研修」 小学校入学前の子どもを持つすべての保護者が参加する就学時健康診断等の機会を活用して家庭教育に関する講座を開設し、家庭教育の重要性について考える機会を提供する(生涯学習課)</p> <p>【子育て講座実施校数】 平成16年度：56校</p> <p>「家庭教育推進事業の拡充」 親としての子どもへの適切な関わり方を学べる事業を幅広く展開する(中央市民センター)</p> <p>【事業実施市民センター数】平成17年度：31か所 【事業実施数】 平成17年度：42事業 【参加人員】 平成17年度：1214人</p>		→	
7	教育局 (中央市民センター)	託児付き講座開催(地域における子育て支援)	<p>学ぶ機会のバリアフリーの一環として、市民センターの講座に子育て中の保護者も安心して参加できるように、託児付き講座を増やす</p> <p>【事業実施市民センター数】平成17年度：28か所 【事業実施数】 平成17年度：46事業 【託児利用の受講生数】 平成17年度：897人 【託児数】 平成17年度：417人</p>		→	

**基本施策： 保育所・幼稚園・学校等における魅力ある保育・教育の推進**

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)		
				0~5	6~11	12~18
1	健康福祉局 (こども企画課) 区・総合支所 (家庭健康課) 教育局 (教育相談課)	情報提供・相談の充実	<p>健康福祉：各区こども家庭総合相談窓口や電話等による相談体制の充実により、家庭における児童養育の支援を図る</p> <p>教育：来室や電話による相談体制を充実し、家庭での子育て、教育を支援する</p> <p>【子育て何でも相談件数】平成16年度：1,000件 【こども家庭総合相談件数】平成16年度：7,200件</p>		→	
2	健康福祉局 (保育課)	保育所における「食育」の推進	<p>子どもの「生きる力」の基礎を培うため、保育所における食の体験や地域の子育て家庭への食に関する相談など、家庭や地域と連携した「食育」を推進する</p>		→	

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)		
				0~5	6~11	12~18
3	環境局 (環境都市推進課) 教育局 (教育指導課)	環境教育・学習の推進	<p>環境：地球環境問題に関する子どもを含めた市民への意識啓発と環境に配慮した行動形成への動機付けを行うことによって、持続可能な循環型社会の実現を目指すため、かんきょうチャレンジコンクール、こどもエコクラブ支援、せんだいエコ・チャレンジ、杜々かんきょうレスキュー隊等の事業を通じて、小中学生への環境教育・学習を推進する</p> <p>【チャレンジコンクール応募作品数】 平成16年度：109作品 21年度：130作品</p> <p>【こどもエコクラブ数】 平成16年度：14クラブ 21年度：19クラブ</p> <p>【杜々レスキュー隊プログラム累計数】 平成16年度：12プログラム 21年度：27プログラム</p> <p>教育：小・中学生に環境問題への理解を深めさせ、環境保全やより良い環境創造のために、子ども環境実践発表会、学校版ISO「杜の都のエコ・スクール」、資源物分別収集及び古紙回収、学校ビオトープの整備等の事業を中心に取組む</p>			
4	教育局 (教育指導課)	スクールパートナーシッププラン推進【再掲】	学校教育をより豊かで多様性のあるものとし、子どもたちの生きる力を育むため、地域との連携を深め、地域の様々な教育資源を学校教育に活用する			
5	教育局 (教育指導課)	スクールITプラン推進	<p>高度情報化社会に対応した子どもたちの情報活用能力を育むため、小・中学校すべての普通教室や特別教室などから、コンピュータやインターネットを活用した学習ができるよう校内にネットワークを敷設し、機器を設置するほか、教育用コンテンツの整備などを行う</p> <p>【校内LAN整備校数】 平成18年度までに全校に整備</p>			
6	教育局 (教職員課)	少人数学習推進	小・中学校において、児童・生徒一人ひとりの個性に合わせた、きめ細かな指導を行うため、市費非常勤講師の配置や国の教職員定数改善計画による加配教員の活用等により、少人数学習を推進する			
7	教育局 (学校施設課)	学校教育施設整備	学校教育施設の新增改築等の整備を推進するとともに、施設の耐震性の向上を図り、ゆとりと潤いのある豊かな教育環境を形成する			
8	教育局 (教育指導課)	市立学校評議員制	地域に開かれた学校づくりを推進するため、学校評議員から学校運営に関して幅広く意見を求め、その協力を得ながら学校運営の改善に活かしていく			



	局 名	事 業 名	事業内容抜粋	主な対象年齢（歳）			
				0～5	6～11	12～18	
9	教育局 (教育指導課)	特色ある教育活動実践支援	新教育課程の趣旨を踏まえ、創意工夫をこらした教育活動を展開し、特色ある学校づくりを推進する総合的な学習の時間をはじめとする各校の特色ある教育活動を支援し、地域ぐるみで子どもたちを育てる		→		
10	教育局 (教育相談課)	学習障害児等教育推進	学習や対人関係などに困難さのあるLD、ADHD、高機能自閉症等の児童生徒に対する各小・中学校の取組み支援のための施策を展開し、子どもたちが円滑に学習でき、楽しい学校生活を送りながら明るく心豊かに育つようにする		→		
11	経済局 (雇用推進課)	起業教育・キャリア教育推進事業	子どもたちのチャレンジ精神・創造性のような起業家的精神やコミュニケーション能力・問題解決能力などの起業家的資質・能力を養うとともに、子どもたち一人ひとりの望ましい職業観・勤労観を醸成し、主体的に進路を選択できる能力などを育むため、学校における起業教育・キャリア教育の普及推進を図る 【実践学校数】平成16年度：6校、17年度：10校			→	
12	経済局 (雇用推進課)	インターンシップ普及推進事業	学生の勤労観・職業観の育成やミスマッチ防止を図るため、一定の期間、実際に企業等において就業体験をするインターンシップの普及推進を図る				→
13	教育局 (教育指導課)	市立高等学校におけるインターンシップ	高校生等に企業等での就職体験を通して、職業適性や将来設計について考える機会を提供するとともに、異世代とのコミュニケーション能力の向上を図る				→
14	健康福祉局 (社会課)	児童・生徒のボランティア活動普及事業（仙台市ボランティアセンター事業）	市内の小・中学校、高等学校、養護学校等において、体験を通じた福祉教育の推進を図ることを目的に「ボランティア協力校」として指定した学校に対し、学校の特色を活かしたボランティア活動を実施するための活動費助成を行う また、ボランティア活動プログラムをより効果的に実施できるよう、学校教諭を対象に福祉教育に関する知識や技術を習得する研修会を開催する 【指定校数】 平成16～18年度の各年度：60校（新規20校）		→		
15	教育局 (教育指導課)	新仙台圏南萩陵高等学校整備推進	新たな時代を見据えた魅力ある定時制高校として、整備を推進する				→
16	教育局 (生涯学習課)	学びのコミュニティづくり 【再掲】	学校や市民センターなどを核に「学習」「趣味」「企業」「ボランティア」などの縁を加え、子どもものすこやかな育ちを支援する多様な人間関係を地域に育て、学校・家庭・地域社会が持つ教育機能をより相乗的に発揮させる		→		

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)		
				0-5	6-11	12-18
17	教育局 (教育指導課)	小学校英会話活動サポートプラン	小学校英語活動を推進し、子どもたちのコミュニケーション能力の育成を図る		→	
18	教育局 (教育相談課)	院内学級の充実	病気療養児の教育がより適切に行われるよう、教員の確保と教育環境の整備に努め、一人ひとりの子どもの病気の状態に合わせ、主治医の認める範囲で適正な教育課程を編成し実施する		→	
19	教育局 (生涯学習課)	子どもの読書活動推進	「子どもが読書に親しむ機会の提供」「子どもの読書環境の整備・充実」「子どもの読書に関する理解の促進」「学校図書館等の関係機関の連携・協力」を基本の方針とし、子どもがいつでも、自由かつ意欲的に読書に親しむことのできる環境をつくる	→		
20	教育局 (教育相談課)	特別支援教育の推進	特別支援教育への転換を円滑に図り、個性を生かした教育を推進する ・障害のある子どもの適正な就学推進 ・特殊学級等の適正配置、教育環境の整備 ・特別支援教育コーディネーターを養成し、各学校に配置する		→	
21	教育局 (中央市民センター)	子どもの社会性の向上や自立の促進【再掲】	「ジュニアリーダー養成・支援」：中高校生の体験活動推進と子ども会の活性化を図る 「インリーダー養成・支援」：子ども会のリーダーとして活躍する児童や世話人を育てる研修会の充実を図る 「子どもの意見を聞く機会の充実」：市民センターの講座、事業の企画を通して中高校生の意見を反映させる場を提供する 【ジュニアリーダー登録者数】 平成16年度：333人 【インリーダー研修会参加者数】平成16年度：2383人			→
22	経済局 (雇用推進課)	若年求職者就業体験研修等	若年求職者を対象に、社会人としての自覚を促すとともに、雇用のミスマッチ解消を図り若者の就業を促進するため、市内企業・事業所において就業体験研修(ジョブ・トライアル)を実施する また、若年求職者に対し、社会人として必要とされる能力等を身に付け、職業観を醸成するための短期集中の講座やキャリア相談を行い、その自立を支援する  【研修実施人数】平成16年度：39人 17年度：50人			→
23	各局・区	子ども向けホームページの開設	各課等で開設しているホームページに、子ども向けのコーナーを設ける		→	

## 施策体系(3) 子どもの活動拠点の整備と充実

人材や施設などの地域資源を活用し、子どもたちが身近なところで、自由に遊べ、安全に過ごせる場を確保します。

また、家庭や学校以外のところで、中高生等が夢や希望の実現に向けて、自主的に活動ができる拠点を整備します。

### 基本施策： 児童館の整備・充実

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)		
				0~5	6~11	12~18
1	健康福祉局 (こども企画課)	児童館事業の充実	子どもの身近な遊びの場、また地域の子育て支援拠点施設である児童館の整備を進めるとともに、地域における児童館事業の充実を図る	→		
2	健康福祉局 (こども企画課)	児童館の整備	小学校区単位の配置を基本とし、小学校敷地の活用を中心に効率的かつ計画的な整備を推進する  【計画事業】 平成16年度：4館 平成17年度：3館 平成18年度：4館(19年度当初 計91館)	→		

### 基本施策： 放課後等における身近な活動の場の充実

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)		
				0~5	6~11	12~18
1	教育局 (生涯学習課)	地域子ども教室推進事業	心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むため、学校等を活用して、安全・安心な子どもたちの居場所(活動拠点)を設け、地域の大人を指導員として配置し、放課後や週末におけるスポーツや文化活動などの様々な体験活動や地域住民との交流活動を支援する	→		

### 基本施策： 学校施設の開放

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)		
				0~5	6~11	12~18
1	教育局 (生涯学習課)	校庭・体育館の自由活動開放	土曜日の午前中に児童のスポーツ活動の利用に供するため、小学校の校庭及び体育館を開放する	→		
2	教育局 (生涯学習課)	学校図書室等の開放	小学校の図書室等の施設を週末に開放し、読書の機会を提供するとともに子どもの居場所を拡大し、地域の生涯学習の場としての活用を図る	→		

**基本施策： 中高生等のための「居場所」づくり及び拠点施設の整備**

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢（歳）		
				0～5	6～11	12～18
1	各局区	社会参加の機会充実【再掲】	介護体験等の各種講座や各種イベント等におけるボランティアの機会を充実させる			→
2	教育局 (中央市民センター)	子どもの社会性の向上や自立の促進【再掲】	「ジュニアリーダー養成・支援」：中高校生の体験活動推進と子ども会の活性化を図る 「インリーダー養成・支援」：子ども会のリーダーとして活躍する児童や世話人を育てる研修会の充実を図る 「子どもの意見を聞く機会の充実」：市民センターの講座，事業の企画を通して中高校生の意見を反映させる場を提供する 【ジュニアリーダー登録者数】 平成16年度：333人 【インリーダー研修会参加者数】平成16年度：2383人			→
3	健康福祉局 (こども企画課)	中高校生の「居場所」の整備	中高校生の活動を促進し，成長を育む視点から，中高校生の「居場所」を整備する			→

**基本施策： 子どもの育ちを支える人材の育成**

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢（歳）		
				0～5	6～11	12～18
1	健康福祉局 (こども企画課)	子ども未来フォーラム	子どもが生き生きと育つ環境の実現を目指し，市民ボランティアの実行委員会と市の協働により，子どもと大人がともに考え，体験する場やプログラムを展開する  【事業に参加する子ども延べ人数】 平成17年度：700人 21年度：1,000人 【事業を支えるボランティアスタッフ延べ人数】 平成17年度：400人 21年度：500人			→
2	健康福祉局 (こども企画課)	子ども会の育成者研修	子ども会の活動を側面から支援する育成者の研修会の充実を図る			→

## 施策体系(4) 子どもの豊かな遊び・スポーツ・文化の環境の形成

自然とのふれあいやスポーツ，文化などの体験をとおして，子どもたちが自己表現力を高め，感性豊かな子ども期を過ごせるような環境づくりを進めます。

### 基本施策： 豊かな自然体験の場の整備

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)		
				0-5	6-11	12-18
1	建設局 (緑化推進課)	子どもの自然体験学習林	子どもたちの郷土の緑に対する理解や関心を深めるため，小中学生対象の自然体験学習林を市有林，公園などに設置し，植栽，刈払い，間伐などの作業体験やゲーム等を通し，森と触れ合う機会を創出する  【自然体験学習林の開催回数】 平成17年度：3回 21年度：3回 【実施か所数】 平成16年度：5か所		→	
2	建設局 (緑化推進課)	学校の森づくり	小中学校の敷地内に，児童・生徒，保護者，地域住民が参加して，自然と親しみ，子どもの成長を育む緑豊かな環境づくりを行う 【実施校数】 平成17年度：1件，18年度：1件		→	
3	建設局 (緑化推進課)	市民による100万本の森づくり事業	緑に対する市民の理解や関心を深め，市民による緑豊かな杜の都づくりを促進するため，1年間に1万本を目標とした市民による植樹等を行う	→		
4	建設局 (公園課)	都市公園整備	公園や緑地を計画的に整備することにより，子どもの身近な遊び場や市民の憩いの場を創出し，都市環境や生活環境の向上を目指す	→		
5	教育局 (生涯学習課)	(仮称)大倉ふるさとセンター整備事業	大倉地区の豊かな自然や地域資源を生かし，地域に賑わいをもたらす都市部との交流の場として，また，野外活動の拠点として，古民家の復原，工房・管理棟の整備を行う		→	
6	建設局 (緑化推進課)	ポケットパーク創出事業	道路残地等の未利用地への花壇づくり等を通じて，子どもたちの花や緑に対する関心を深めてもらう 【整備か所】平成16年度：5か所		→	
7	経済局	大沼レクリエーションゾーン	自然や農業とふれあい，理解を深める場の拡充を図るため，大沼の親水空間化を進め，農業園芸センター，市民農園と一体的な施設を提供する	→		
8	教育局 (生涯学習課)	泉岳少年自然の家改築推進	老朽化に伴い，安全で多様な利用者ニーズに応えられる施設環境を整える 市民ボランティアやNPOとの連携による事業の効果的展開や利用者支援の方策を発展させる		→	
9	建設局 (公園課)	水の森公園(平成記念子どものもり公園)運営	市街地の中の貴重な自然を都市公園として保全しながら子どもたちが遊びや学習を通じて自然と親しむことを目的に整備した，水の森平成記念子どものもり公園を管理運営する	→		
10	教育局 (生涯学習課)	天文台移転建設	現在よりも観測条件の良好な場所に，望遠鏡などの機材や施設内容が充実した天文台を建設することにより，天体観測を通して人間，地球，宇宙のつながりを理解し，豊かな人間性を育む場を提供する 市民学習室等も配置し，幼児から大人までそれぞれの関心や知識に応じて天文学を学べる環境を整える	→		

**基本施策： 子どもの文化及びスポーツ環境の整備**

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢（歳）			
				0～5	6～11	12～18	
1	市民局 (地域振興課)	宮城野区文化センター等整備	文化活動、生涯学習などの区の拠点施設として宮城野区文化センター等を整備する	→			
2	教育局 (文化財課)	(仮称)縄文の森広場整備	山田上ノ台遺跡を(仮称)縄文の森広場として整備し、歴史や自然と人間との共生について体験などを通じて学べる施設とする	→			
3	企画局 (調整課)	どこでもパスポート事業	仙台市及び周辺の市町村の小中学生を対象として、学校休業日に公立の社会教育施設等を相互に無料で開放する	→			
4	市民局 (文化振興課)	晩翠児童賞の募集	郷土の偉大な詩人、土井晩翠の輝かしい業績と遺徳を顕彰するために制定し、東北地方及び仙台市国内姉妹都市の小・中学生を対象に詩を募集し、優れた作品に賞を贈呈する	→			
5	市民局 (文化振興課)	仙台文学館における展示・講座等の実施	子どもが文学に親しみ、さらに理解を深めることができるように、仙台文学館において夏休みに「子ども文学館えほんのひろば」の展示を実施し、児童書の展示や読み聞かせ等の多彩な事業を行うほか、高校生を対象にした文章講座等各種事業を行う	→			
6	市民局 (文化振興課)	「劇都仙台(舞台芸術振興事業)」の推進	演劇ワークショップ等を通じ、舞台芸術を創造する喜びを子どもたちに体験させるほか、仙台演劇祭等を通じて子どもたちが良質の舞台芸術に触れる機会を提供する  【仙台演劇祭来場者数】 平成16年度：8,000人 【演劇ワークショップ受講者数】平成16年度：100人	→			
7	市民局 (文化振興課)	仙台フィルハーモニー管弦楽団によるコンサート	交響管弦楽の演奏により、音楽文化の振興・発展を図り、芸術文化の向上を図る	→			
8	市民局 (文化振興課)	仙台ジュニアオーケストラの運営	音楽芸術の創造者や地域の文化リーダーとなる人材を育成し、本市の音楽文化の一層の振興と向上を図る	→			
9	市民局 (文化振興課)	仙台国際音楽コンクール開催	才能ある若い音楽家を輩出することにより、世界の音楽文化の振興及び国際的文化交流の推進に寄与する 多くの子どもが音楽に触れる機会を創出する 【出場申込数】 平成16年度： 310人 【観客動員数】 平成16年度： 11,098人 【ボランティア参加者数】平成16年度： 305人	→			
10	市民局 (スポーツ企画課)	(仮称)宮城野区体育館等整備	宮城野区小鶴地区に、区拠点体育館、障害者スポーツ拠点施設などを整備する	→			
11	市民局 (スポーツ交流課)	国際スポーツイベントの招致開催	国際的スポーツイベントの招致開催をすることにより、子どもたちにスポーツを通しての夢や感動を与える	→			
12	教育局 (市民図書館)	せんだいライブラリーネットワーク	子どもたちの自ら学ぶ力を育む環境を形成するため図書館と学校との連携を行う	→			

**基本施策： 多様な体験機会の充実**

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)		
				0～5	6～11	12～18
1	建設局 (緑化推進課)	子どもの自然体験学習林 【再掲】	子どもたちの郷土の緑に対する理解や関心を深めるため、小中学生対象の自然体験学習林を市有林、公園などに設置し、植栽、刈払い、間伐などの作業体験やゲーム等を通し、森と触れ合う機会を創出する 【自然体験学習林の開催回数】 平成17年度：3回 21年度：3回 【実施か所数】 平成16年度：5か所		→	
2	建設局 (公園課)	海岸公園(井土地区)冒険広場整備	海岸公園の井土地区に、子どもの冒険心を満足させる約7haの遊びの広場を整備する		→	
3	市民局 (地域振興課)	ちびっこ広場遊具等貸与	都市公園法による公園の補完策として、一般の土地所有者の協力を得て開設された「ちびっこ広場」を管理している団体に対し、遊具を貸与する		→	
4	教育局 (生涯学習課)	(仮称)大倉ふるさとセンター整備事業【再掲】	大倉地区の豊かな自然や地域資源を生かし、地域に賑わいをもたらす都市部との交流の場として、また、野外活動の拠点として、古民家の復元、工房・管理棟の整備を行う		→	
5	教育局 (文化財課)	(仮称)縄文の森広場整備 【再掲】	山田上ノ台遺跡を(仮称)縄文の森広場として整備し、歴史や自然と人間との共生について体験などを通じて学べる施設とする		→	
6	建設局 (緑化推進課)	花と緑のあるまちづくり 顕彰事業	花や緑に接する機会の創出とその理解を深めるため、花壇コンクールや絵画コンクールを実施し、花と緑のあるまちづくりにつなげる 【花壇コンクール応募団体数】 平成17年度：60団体、18年度：60団体 【絵画コンクール応募作品数】 平成17年度：1,700点、18年度：1,700点		→	
7	経済局	学童農園設置	学童等に土に対する親しみ、農作物の生育、収穫の喜びなどを学びながら、農業を理解する機会を設ける		→	
8	各局区	社会参加の機会充実 【再掲】	介護体験等の各種講座や各種イベント等におけるボランティアの機会を充実させる			→
9	教育局 (中央市民センター)	子ども向け事業の推進	学校外での様々な体験学習や遊びを通して、異年齢交流を図る 【事業実施市民センター数】平成17年度：52か所 【事業実施数】 平成17年度：143事業 【参加人数】 平成17年度：5129人		→	
10	教育局 (生涯学習課)	泉岳少年自然の家改築推進【再掲】	老朽化に伴い、安全で多様な利用者ニーズに応えられる施設環境を整える 市民ボランティアやNPOとの連携による事業の効果的展開や利用者支援の方策を発展させる		→	
11	健康福祉局 (社会課)	夏のボランティア体験学習会(仙台市ボランティアセンター事業)	中学生、高校生等を対象に、社会福祉施設やNPO等の受入協力を得て3～5日間の活動体験を行い、体験を通してボランティア・市民活動への理解と参加のきっかけづくりを行う 【体験者数】 平成16年度：666人			→

## 施策体系(5) 特に支援を必要とする子どもたちへの対応

子どもの成長発達や心の問題，家庭の状況等に応じた相談支援体制を充実させるとともに，関連機関の連携により，問題の早期発見や個別ニーズへの適切な対応の充実を図り，子ども自身や家庭の自立を促す取組みを推進します。

### 基本施策： 障害や発達に遅れのある子どもへの支援の充実

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)		
				0-5	6-11	12-18
1	健康福祉局 (障害企画課)	在宅障害児者福祉サービス推進	ホームヘルプサービス，障害児デイサービス，障害児短期入所，障害者生活支援，障害児(者)地域療育等支援など，障害児・者の自立した地域生活の支援と社会参加の促進のため，在宅障害者に対する各種の保健福祉サービス事業を推進する	→		
2	健康福祉局 (障害企画課)	障害児放課後ケア支援	市内の小中学校，養護学校高等部に通う障害のある児童が放課後や長期休業中に地域で楽しく遊ぶ場をつくり，健やかな育ちと子育てを支援する 【実施か所数】 平成16年度：8か所，17年度：12か所	→		
3	健康福祉局 (障害企画課)	障害家族支援等推進	障害児の地域における在宅生活を支援するため，手軽に利用できるレスパイトサービスを提供することで，障害児及びその家族の生活の質の向上を図る 【拠点施設数】 平成16年度：4か所，17年度：5か所	→		
4	健康福祉局 (障害企画課)	障害者支援施設整備促進	障害者の安定した生活の確保などのために，障害者施設の整備，地域交流スペースの設置促進や障害者福祉センターの整備を図る 【障害児通園施設数】 平成16年度：8か所(うち移転新築1か所) 平成17年度：8か所(うち改築1か所)	→		
5	健康福祉局 (障害企画課)	鶴ヶ谷障害者福祉エリア整備推進	老朽化が進み，設備面も貧弱な状況のエリア内各施設(知的障害児通園施設，障害児通園施設，知的障害者通所授産施設など)について，全体的な見直しと再整備を行う	→		
6	健康福祉局 (障害企画課)	発達相談支援センター運営	障害の早期発見・早期療育体制の充実と生涯ケアを目指し，ライフステージに応じて一貫した専門相談と療育及び生活支援を行う 発達障害児とその家族にとって住みやすい地域になる	→		
7	健康福祉局 (障害企画課)	身体障害児補装具給付事業	日常生活をおくる上で，その障害を補うのに必要な補装具を交付・修理することによって，身体に障害を持った子どもの福祉の増進に寄与する	→		
8	健康福祉局 (障害企画課) 区・総合支所 (家庭健康課)	障害児歯科保健	障害児施設に通園する障害児に対し，歯科医師，歯科衛生士職員が訪問し，歯科検診を行うとともに，保護者・施設職員を対象に歯科保健指導を実施する	→		
9	健康福祉局 (障害企画課)	重度障害児日常生活用具給付	在宅の障害児が必要とする日常生活用具を給付することにより，障害を持った子どもが日常生活をより快適に送ることができるようにする	→		



	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)		
				0-5	6-11	12-18
10	健康福祉局 (障害企画課)	重症心身障害児(者)通園事業 (A型・B型)	在宅の重症心身障害児(者)を通園させて、必要な療育を行うことにより、運動機能の低下を防止するとともに、発達を促し、保護者に対しては指導・助言により家庭における療育技術の習得を図る 【実施か所数】 平成16年度：4か所 19年度：6か所	→		
11	健康福祉局 (障害企画課) (発達相談支援センター)	知的障害児通園施設運営	児童福祉法に基づく知的障害児通園施設を運営することにより、重複障害を含む知的障害児の障害特性に合わせた療育を行い、心身諸機能の発達を促す指導を行う	→		
12	教育局 (教育相談課)	特別支援教育の推進 【再掲】	特別支援教育への転換を円滑に図り、個性を生かした教育を推進する ・障害のある子どもの適正な就学推進 ・特殊学級等の適正配置、教育環境の整備 ・特別支援教育コーディネーターを養成し、各学校に配置する	→		
13	健康福祉局 (保育課)	障害児保育の拡充	保育に欠ける中程度までの障害を持つ集団保育が可能な児童に係る障害児保育の対象を就学前の全年齢まで拡大する	→		
14	健康福祉局 (こども企画課)	障害児の放課後児童健全育成事業の利用の推進	ノーマライゼーションの理念のもと、障害のある子どもを地域で育てるために、児童館等の体制の充実を図る	→		
15	教育局 (学校施設課)	鶴谷養護学校第2期整備	鶴谷養護学校の施設の狭隘化を解消し、児童生徒の障害の重度・重複化、多様化などへの対応を図る	→		

**基本施策： 不登校対策の充実**

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)		
				0-5	6-11	12-18
1	教育局 (適応指導センター)	児遊の杜・杜のひろば運営(スクールハートケア事業)	不登校児童生徒に相談活動、体験活動及び学習活動を通して自立を促すとともに、自発的な学校復帰を支援する	→		

**基本施策： 児童虐待防止対策の充実**

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)		
				0-5	6-11	12-18
1	健康福祉局 (こども企画課) (児童相談所) 区・総合支所 (家庭健康課)	子ども虐待対策	母子保健事業と連携しながら、子ども虐待の予防及び対応に向けた取り組みを充実し、関連施設や団体による地域の連携体制を構築する 虐待を受けた子どもの保護や支援の充実に加え、保護者に対する支援を通じ、家族の再統合や養育機能の再生・強化のプログラムを用意し、すべての子どもと子育てにやさしい社会づくりの実現を図る	→		
2	健康福祉局 (こども企画課) 区・総合支所 (家庭健康課) (保健福祉課)	子ども虐待予防	育児負担の軽減、虐待予防又は再発防止に向けた健診、訪問指導、相談支援事業の充実を図る 育児負担の大きい層が対象の育児グループを育成支援する 【専門指導員訪問回数】平成17年度：2,500回	→		

**基本施策： 保護を要する児童への対応の充実**

	局 名	事 業 名	事業内容抜粋	主な対象年齢（歳）		
				0～5	6～11	12～18
1	健康福祉局 (親子こころのクリニック)	親子こころのクリニック 運営	虐待を受けた子どもに対する適切なケアや再発防止、子育て不安の軽減等、子どもや保護者に対する診断及び継続的な治療を行う 【延べ患者数】 平成16年度：15,000人	➡		
2	健康福祉局 (児童相談所) (青少年指導センター)	子どもの総合的な相談機能の充実	児童相談所と青少年指導センターの機能見直しや、子ども総合相談支援体制の検討を行う	➡		
3	健康福祉局 (こども企画課)	児童養護施設等の整備・充実	老朽化した児童養護施設等の改築整備により、施設機能の拡充と生活環境の充実を図り、里親制度の活用なども含めた子どもへの対応を充実させる 【施設改築数】平成16年度～21年度：各年度1施設 【里親委託率】平成16年度：12.0% 21年度：15.0%	➡		

## 施策体系(6) これから親になる子どもたちの啓発

中高生が命の大切さや家庭の意義を理解できるよう、性に関する正確な知識の啓発と相談体制の充実を図るほか、乳幼児とふれあう機会を提供します。

### 基本施策： 思春期保健の充実

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)		
				0-5	6-11	12-18
1	教育局 (健康教育課)	性教育の充実	子どもの年齢に応じた性教育を実施する 教職員を対象にした指導員研修会を充実する 【参加者数各校1名以上の達成】 平成17年度：80% 21年度：100% 【実践事例の発表】 平成17年度：2件 21年度：5件			➡
2	健康福祉局 (保育課)	乳幼児とふれあう機会充実	中学生等を対象に保育所等において、ふれあいの体験学習を実施する			➡
3	健康福祉局 (保健医療課) (こども企画課) 区・総合支所 (家庭健康課)	思春期保健の強化	中高生等に対する、学校と連携したSTD感染予防、望まない妊娠防止の啓発、妊娠や出産に関する相談事業の充実を図る また、防煙教育・食育についても学校と連携し啓発を図る 【講習会等開催回数】 平成17年度：45回 21年度：50回 【講習会等参加延べ人数】 平成17年度：3,600人 21年度：3,800人			➡
4	健康福祉局 (保健医療課)	健康危機管理対策	市民の生命・健康を脅かす事態について、その発生を予防し、拡大防止や治療の確保等を図る 感染症に対して適切に予防行動が取れる市民を増やすために、恒常的な教育の機会及び情報提供を行うとともに、拡大予防策を戦略的に展開できる体制の整備を図る			➡

### 基本施策： 多様な体験機会の充実(再掲)

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)		
				0-5	6-11	12-18
1	健康福祉局 (保育課)	乳幼児とふれあう機会充実【再掲】	中学生等を対象に保育所等において、ふれあいの体験学習を実施する			➡

### 基本施策： 次代を担う親となるための教育の充実

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)		
				0-5	6-11	12-18
1	市民局 (消費生活センター)	消費者教育・学習の推進	豊かな消費生活の実現と消費者被害の未然防止・拡大防止に向けて、学校や社会など生涯を通して、ライフステージに応じた適切かつ効果的な消費者教育・学習を推進する 【消費者教育情報誌等配布部数】 平成16年度：39,500部、17年度：33,500部 【学校への出前講座回数】平成16年度：2回			➡

## 施策体系(7) 若者の社会的自立支援

職業意識の醸成や就業支援に向けた取組みを推進するとともに、ひきこもりの相談支援体制を充実させます。

### 基本施策： 就労や起業への支援

	局 名	事 業 名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)		
				0～5	6～11	12～18
1	経済局 (雇用推進課)	起業教育・キャリア教育 推進事業【再掲】	子どもたちのチャレンジ精神・創造性のような起業家的精神やコミュニケーション能力・問題解決能力などの起業家的資質・能力を養うとともに、子どもたち一人ひとりの望ましい職業観・勤労観を醸成し、主体的に進路を選択できる能力などを育むため、学校における起業教育・キャリア教育の普及推進を図る 【実践学校数】平成16年度：6校、17年度：10校			➡
2	経済局 (雇用推進課)	インターンシップ普及 推進事業【再掲】	学生の勤労観・職業観の育成やミスマッチ防止を図るため、一定の期間、実際に企業等において就業体験をするインターンシップの普及推進を図る			➡
3	教育局 (教育指導課)	市立高等学校における インターンシップ【再掲】	高校生等に企業等での就職体験を通して、職業適性や将来設計について考える機会を提供するとともに、異世代とのコミュニケーション能力の向上を図る			➡
4	経済局 (雇用推進課)	若年求職者就業体験研修 等【再掲】	若年求職者を対象に、社会人としての自覚を促すとともに、雇用のミスマッチ解消を図り、若者の就業を促進するため、市内企業・事業所において就業体験研修(ジョブ・トライアル)を実施する また、若年求職者に対し、社会人として必要とされる能力等を身に付け、職業観を醸成するための短期集中の講座やキャリア相談を行い、その自立を支援する 【研修実施人数】平成16年度：39人 17年度：50人			➡
5	経済局 (雇用推進課)	就職支援セミナー高校出 前講座	高校生の就職を支援するため、市内の市立・私立高校を対象とした就業支援セミナー出前講座(ビジネスマナー入門やコミュニケーション講座など)を実施し、高校生の就業や仕事に対する意識やスキルの向上を図る 【実施回数・受講者数】 平成16年度：7校11回・1,987人			➡
6	健康福祉局 (青少年指導センター)	無職少年の就労支援対策	中学卒業後就職できなかった青少年や高校を中途退学後進路を見つけれない青少年等に対し、就労を通じた自立の道を探すための支援を行う 【就労支援相談者数】 平成17年度：250人 21年度：300人 【就労支援相談回数】 平成17年度：2,600回 21年度：3,000回 【会社採用数】 平成17年度：110人 21年度：130人			➡

**基本施策： 社会的ひきこもりへの支援**

	局 名	事 業 名	事業内容抜粋	主な対象年齢（歳）			
				0～5	6～11	12～18	
1	健康福祉局 (障害企画課)	ひきこもり青少年等社会 復帰支援	ひきこもりの青少年等の就労を視野に入れた社会参加を実現するため、総合的な社会参加リハビリテーションを実施する 少しずつ人に慣れ、自宅から出て行けるよう、元ひきこもり者による訪問から本人自らが企画に参加する交流事業まで、段階的にプログラムを実施することにより徐々に本来の力を取り戻し社会復帰を目指す				➡
2	健康福祉局 (青少年指導センター)	ふれあい広場運営	社会的引きこもり傾向にある青少年や対人コミュニケーションが苦手な人間関係に不安を持っている青少年に対して、心の居場所であるふれあい広場を開設し、ソーシャルスキルトレーニングを取り入れることで社会復帰を目指す 【ふれあい広場来所者数】 平成17年度：35人 21年度：40人 【所外行事開催数】 平成17年度：12回 21年度：15回 【就労支援発展継続者数】 平成17年度：3人 21年度：7人				➡

# 子育てが安心してできるまち (子育て支援)

## 施策体系(1) 健やかに子どもが生まれ育つための保健・医療の充実

妊娠・出産から思春期までをとおして、児童福祉，小児医療，学校教育などが連携して子どもの健やかな育ちを継続的に支え，育児不安の軽減や虐待予防などに対応できる体制を充実させます。

### 基本施策： 母子保健の充実

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)		
				0-5	6-11	12-18
1	健康福祉局 (こども企画課) 区・総合支所 (家庭健康課)	産後ヘルプサービスの拡大 (育児ヘルプ家庭訪問事業)	出産後に体調不良等のため家事や育児が困難な家庭に育児ヘルパーを派遣する産後ヘルプサービスの利用期間を拡大し，母体の健康保持と育児支援の充実を図る 【利用延べ時間数】平成17年度：6,000時間	→		
2	健康福祉局 (こども企画課) 区・総合支所 (家庭健康課)	乳幼児健康診査の充実	各時期における心身の発育，疾病の有無，生活習慣の形成や親子関係など把握し，支援を行う 2歳6か月児歯科健診受診率の向上を図る 【1歳6か月児健診受診率】 平成17年度：94.0% 21年度：96.0% 【3歳児健診受診率】 平成17年度：86.6% 21年度：90.0% 【2歳6か月児歯科健診受診率】 平成17年度：74.0% 21年度：78.0%	→		
3	健康福祉局 (こども企画課) 区・総合支所 (家庭健康課)	思春期保健の強化【再掲】	中高校生等に対する，学校と連携したSTD感染予防，望まない妊娠防止の啓発，妊娠や出産に関する相談事業の充実を図る 【講習会等開催回数】 平成17年度：45回 21年度：50回 【講習会等参加延べ人数】 平成17年度：3,600人 21年度：3,800人		→	
4	健康福祉局 (こども企画課) 区・総合支所 (家庭健康課)	子ども虐待予防【再掲】	育児負担の軽減，虐待予防又は再発防止に向けた健診，訪問指導，相談支援事業の充実化を図る 育児負担の大きい層が対象の育児グループを育成支援する 【専門指導員訪問回数】平成17年度：2,500回		→	
5	健康福祉局 (こども企画課) 区・総合支所 (家庭健康課)	両親教室の充実	妊婦とその配偶者を対象に妊娠，出産，育児について学ぶ教室を充実する 【参加人数】 平成17年度：2,750人 21年度：2,950人	→		
6	健康福祉局 (健康増進課) (こども企画課) 区・総合支所 (家庭健康課)	食育の推進	子どもの健やかなこころと身体を育て，健康的な生活習慣を身につけるため，子どもを取り巻く関係機関・団体と連携し，食育などの実体験や実践活動を通じた健康学習の機会を推進し，豊かな人間性を育てる		→	
7	健康福祉局 (こども企画課) 区・総合支所 (家庭健康課) 教育局 (市民図書館)	絵本を通じた心豊かな子育て推進	心豊かな子を育てるため，乳幼児向けの絵本などを紹介するパンフレットを配布する 【パンフレット配布数】平成17年度：30,000部	→		

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)		
				0~5	6~11	12~18
8	健康福祉局 (こども企画課) 区・総合支所 (家庭健康課)	こころの病の早期発見と 支援の充実	産後うつ病など心の病を早期に発見し、相談・支援を強化する 【妊産婦・新生児訪問回数】 平成17年度：7,500回 21年度：7,500回	→		
9	健康福祉局 (健康増進課) 区・総合支所 (家庭健康課)	子どもの歯と口の健康づくり推進	むし歯を予防するために、幼児健康診査や健康教育を通じ、基本的な生活習慣の定着と年齢に応じたフッ化物応用法の啓発を強化する	→	→	
10	健康福祉局 (こども企画課) 区・総合支所 (家庭健康課)	母子保健訪問/妊産婦訪問指導の充実	第1子が出生した全世帯に新生児訪問指導員等が訪問し、相談にあたる また、妊婦や産後1年以内の妊産婦を対象に、保健師、助産師、栄養士が訪問し指導助言する 【妊産婦・新生児訪問回数】 平成17年度：7,500回 21年度：7,500回	→		
11	健康福祉局 (こども企画課) 区・総合支所 (家庭健康課)	妊娠期の健康管理の向上	・妊娠一般健診：妊娠中の異常の早期発見、早期治療を促進し、妊婦の健康管理の向上を図るため、妊娠前期・後期の2回、医療機関で実施 ・妊娠歯科健診：むし歯や歯周疾患が多発する傾向にある妊婦を対象に歯科健診、保健指導を実施 【妊婦一般健康診査受診者延べ数】 平成17年度：18,600人 21年度：17,500人	→		
12	健康福祉局 (健康増進課)	分煙のまちづくり推進	受動喫煙の害から市民を守り、健康的で快適な環境づくりを進めるため、公共の場や職場における望ましい分煙のあり方を示す「仙台市分煙化ガイドライン」に基づき、分煙のまちづくりを推進する	→	→	
13	健康福祉局 (こども企画課) 区・総合支所 (家庭健康課)	おやこ健康学習の充実	食事、虫歯予防、運動などの子どもの基本的な生活習慣づくり、事故防止、親自身のセルフケアの普及啓発や子育て情報コーナーの各区設置 【4か月育児教室参加人数】 平成17年度：7,300人 21年度：7,550人	→	→	
14	健康福祉局 (こども企画課)	緊急時支援の充実	子育て支援ショートステイ事業、病後児デイサービス等、緊急時の子育て支援サービスの充実を図る 【子育て支援ショートステイ利用児童数】 平成16年度：70人 【病後児デイサービス事業実施施設数】 平成17年度：4か所 21年度：5か所	→		
15	健康福祉局 (保育課)	一時保育の拡充	保護者の断続的・短時間就労や傷病、育児ストレス解消等に伴う断続的または緊急・一時的な保育ニーズに柔軟に対応する保育サービスを拡充する	→		
16	健康福祉局 (保健医療課) 区・総合支所 (家庭健康課)	子どもの感染症の予防 (予防接種の推進)	子どもが罹る感染症を予防するため、BCG・ポリオ・麻疹などの定期予防接種を推進する 【1歳6か月健診における麻疹接種】 平成17年度：95% 21年度：100%	→	→	

**基本施策： 医療体制の充実**

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢（歳）			
				0～5	6～11	12～18	
1	健康福祉局 (保健医療課)	小児科病院群輪番制	小児科の第二次救急医療体制の確保を目的とし、土日及び祝日の小児科病院群輪番制事業を実施する	➡			
2	健康福祉局 (保健医療課)	救急医療体制の充実	病院群当番制や小児科病院群輪番制の運営など、休日、夜間の救急医療体制の充実に努める	➡			
3	健康福祉局 (保健医療課)	健康危機管理対策 【再掲】	市民の生命・健康を脅かす事態について、その発生を予防し、拡大防止や治療の確保等を図る 感染症に対して適切に予防行動が取れる市民を増やすために、恒常的な教育の機会及び情報提供を行うとともに、拡大予防策を戦略的に展開できる体制の整備を図る	➡			

**基本施策： 学校保健の充実**

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢（歳）			
				0～5	6～11	12～18	
1	教育局 (健康教育課)	食に関する指導の充実	児童生徒に望ましい食習慣を身に付けさせ、食事を通じて自らの健康管理ができるようにするため、給食指導と各教科等との関連を図りながら、食に関する指導を推進する		➡		
2	教育局 (健康教育課)	食物アレルギーへの対応	食物アレルギーを有する子どもたちも栄養バランスのとれた食事ができるように、学校給食で、きめ細かな指導を行う		➡		
3	教育局 (健康教育課)	保健教育の充実	家庭と連携を図り、基本的な生活習慣への指導と子どもの自己健康管理能力を高めるよう、学校における子どもへの保健教育を充実する		➡		

**基本施策： 育児不安の軽減と虐待予防対策の充実**

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢（歳）			
				0～5	6～11	12～18	
1	健康福祉局 (こども企画課) 区・総合支所 (家庭健康課) (保健福祉課)	子ども虐待予防【再掲】	育児負担の軽減、虐待予防又は再発防止に向けた健診、訪問指導、相談支援事業の充実化を図る 育児負担の大きい層が対象の育児グループを育成支援する 【専門指導員訪問回数】平成17年度：2,500回	➡			
2	健康福祉局 (こども企画課) 区・総合支所 (家庭健康課)	両親教室の充実【再掲】	妊婦とその配偶者を対象に妊娠、出産、育児について学ぶ教室を充実する 【参加人数】 平成17年度：2,750人 21年度：2,950人	➡			
3	健康福祉局 (こども企画課) 区・総合支所 (家庭健康課)	産後ヘルプサービスの拡大 (育児ヘルプ家庭訪問事業) 【再掲】	出産後に体調不良等のため家事や育児が困難な家庭に育児ヘルパーを派遣する産後ヘルプサービスの利用期間を拡大し、母体の健康保持と育児支援の充実を図る 【利用延べ時間数】平成17年度：6,000時間	➡			



## 施策体系(2) 地域における子育て支援の充実

安心して子育てができる環境をつくるため、地域における子育て相談・指導などの子育て支援機能の充実を図るとともに、市民との協働により地域ぐるみで子育てを支える仕組みづくりを進めます。

### 基本施策： 子育て支援施設等によるネットワークの整備

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)			
				0~5	6~11	12~18	
1	健康福祉局 (こども企画課)	緊急時支援の充実 【再掲】	子育て支援ショートステイ事業、病後児デイサービス等、緊急時の子育て支援サービスの充実を図る 【子育て支援ショートステイ利用児童数】 平成16年度：70人 【病後児デイサービス事業実施施設数】 平成17年度：4か所 21年度：5か所	→			
2	健康福祉局 (こども企画課)	児童館事業の充実 【再掲】	子どもの身近な遊びの場、また地域の子育て支援拠点施設である児童館の整備を進めるとともに、地域における児童館事業の充実を図る	→			
3	健康福祉局 (こども企画課)	子育てふれあいプラザ (のびすく仙台)事業の充実	ひろば事業(乳幼児のいる親子の交流・相談の場の提供、情報収集・提供など)のほか、乳幼児の一時預かりなど、子育て支援の充実を図る。 また、子育て支援ネットワークの中核施設として、地域の子育て支援機関・団体との連携を図る	→			
4	健康福祉局 (保育課)	保育所地域子育て支援事業の拡充	地域のすべての子育て家庭を支援するため、育児に関する専門的機能を有する保育所を活用した育児相談や子育てサークルへの各種支援等の事業を拡充する 【事業実施施設数】 平成17年度：15か所 22年度当初：30か所	→			
5	健康福祉局 (保育課)	保育所における「食育」の推進【再掲】	子どもの「生きる力」の基礎を培うため、保育所における食の体験や地域の子育て家庭への食に関する相談など、家庭や地域と連携した「食育」を推進する	→			
6	健康福祉局 (保育課)	一時保育の拡充【再掲】	保護者の断続的・短時間就労や傷病、育児ストレス解消等に伴う断続的または緊急・一時的な保育ニーズに柔軟に対応する保育サービスを拡充する	→			
7	各区 (家庭健康課)	子育て支援推進ネットワーク(区民と創るまち推進事業)	区内の子育て活動団体、区民ボランティアと家庭健康課の協働により、地域の子育て支援活動を行う	→			
8	教育局 (適応指導センター)	不登校児童生徒地域支援システムの構築	産、官、学、民参加の不登校支援ネットワークを生かし、市民協働により不登校児童生徒を支援する		→		
9	教育局 (中央市民センター)	託児付き講座開催(地域における子育て支援) 【再掲】	学ぶ機会のバリアフリーの一環として、市民センターの講座に子育て中の保護者も安心して参加できるよう、託児付き講座を増やす 【事業実施市民センター数】平成17年度：28か所 【事業実施数】平成17年度：46事業 【託児利用の受講生数】平成17年度：897人 【託児数】平成17年度：417人	→			
10	教育局 (学事課)	幼稚園預かり保育の充実	子育て支援の充実を図るため、「親と子の育ちの場」である幼稚園を活用し、地域や保護者のニーズに対応した預かり保育の拡充・推進を図る また、預かり保育制度が保育サービス利用の選択肢となるように保護者への事業周知を強化する	→			

**基本施策： 子育てを支える人材の育成及び支援策の充実**

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)		
				0-5	6-11	12-18
1	各区 (家庭健康課)	子育て支援推進ネットワーク(区民と創るまち推進事業)【再掲】	区内の子育て活動団体, 区民ボランティアと家庭健康課の協働により, 地域の子育て支援活動を行う	→		
2	市民局 (地域振興課)	市民公益活動支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもや子育て関係の市民活動やNPOの運営を行いやすくするため, 市民活動サポートセンターにおいて, 活動・交流等の場を提供し, 相談にも対応する</li> <li>子どもや子育てに関する課題解決に自主的に取り組めるよう, 公募型のまちづくり助成制度を設けている</li> <li>安心して市民活動が行えるように, 市が保険料を負担し, 市民活動保険を運営する</li> </ul>	→		
3	健康福祉局 (こども企画課)	子育て支援ボランティアの育成	助成金の交付など, 子育て支援活動を行う団体を育成, 支援する	→		
4	健康福祉局 (こども企画課)	すくすくサポート事業の実施	安心して子育てができる環境をつくるため, 地域住民が会員となって子どもを預けたり, 預かったりする子育て支援活動をコーディネートする	→		
5	健康福祉局 (保育課)	保育士等の職員の研修の充実	多様な保育ニーズへの対応や地域における子育て支援機能の充実を図るため, 保育所職員の研修の充実に努め, 保育サービスの質の向上を図る	→		
6	教育局 (適応指導センター)	適応指導ボランティアの活用	学生, 教員, 一般市民のボランティアを育成し, 適応指導及び体験活動を通して不登校児童生徒の支援の輪を広げる		→	

## 施策体系(3) 子育て家庭に対する支援策の充実

家庭における生活の安定と子どもの健全な育成のために、家庭のさまざまな状況に応じた相談体制を充実させるとともに、必要な援助を行います。

### 基本施策： 子育てに要する経費の負担軽減

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)		
				0~5	6~11	12~18
1	教育局 (学事課)	幼稚園就園奨励事業の実施	就園奨励事業を行い、幼稚園児童のいる家庭の経済的負担を軽減する	➡		
2	健康福祉局 (保育課)	保育所保育料の軽減	引き続き子育てに伴う経済的な負担の軽減を図るため、保育所保育料を国が示す徴収金基準額以下になるよう設定する	➡		
3	健康福祉局 (こども企画課)	乳幼児医療費助成制度	制度をより利用しやすくするため、助成方法を償還払いから窓口支払いのない現物給付化に改め、さらなる制度の拡充に向けて検討を進める	➡		
4	健康福祉局 (こども企画課) 区・総合支所 (家庭健康課)	特定の医療費の負担軽減	未熟児や特定の疾患のために高額な医療費が必要な子どもに対して「未熟児養育医療」「育成医療給付」「小児慢性特定疾患治療事業」などで医療費負担の軽減を図る	➡		

### 基本施策： ひとり親家庭等への支援

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)		
				0~5	6~11	12~18
1	健康福祉局 (こども企画課)	ひとり親家庭等安心生活プランの推進	ひとり親家庭等の生活の安定と向上に向け、「相談機能の充実」「子育て・生活支援の充実」「就業支援体制の確立」「養育費確保の推進」「経済的支援の充実」「母子福祉団体等の活動支援」を行う 【就業支援講習会受講者数】 平成16年度：90人 17年度：100人 【特別相談実施回数】 平成16年度：15回 17年度：17回 【母子生活支援施設入所世帯延べ数】 平成16年度：55世帯	➡		

### 基本施策： 相談体制の充実

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)		
				0~5	6~11	12~18
1	健康福祉局 (こども企画課) 区・総合支所 (家庭健康課) 教育局 (教育相談課)	情報提供・相談の充実 【再掲】	健康福祉：各区こども家庭総合相談窓口や電話等による相談体制の充実により、家庭における児童養育の支援を図る 教育：来室や電話による相談体制を充実し、家庭での子育て、教育を支援する 【子育て何でも相談件数】 平成16年度：1,000件 【こども家庭総合相談件数】平成16年度：7,200件	➡		

## 施策体系(4) 子どもにやさしいまちづくりの推進

子どもや子育てに配慮した安全で快適な生活環境の整備を進めるとともに、子どもの意見を尊重しながらまちづくりを進めます。

また、子どもが事故や犯罪等の被害に遭わないよう学校、地域、関係機関の連携による取組みを進めます。

### 基本施策： 子どもの目からみたまちづくりの推進

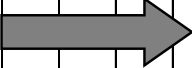



	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)		
				0~5	6~11	12~18
1	各局区	子どもの意見を聴く機会の充実【再掲】	各種事業の推進に際し、子どもの意見を聴く機会を充実させる		→	
2	市民局 (市民生活課)	ピンクチラシ等環境浄化対策	街の環境を損なうだけでなく、青少年の健全育成にも有害なピンクチラシについて、市民協働のもと、根絶に努める		→	
3	市民局 (市民生活課)	落書き防止対策	街の美観を損ね、青少年にも悪影響を与える落書きについて、行政と市民が一体となって防止し、環境美化の促進と美しいまちづくりに努める		→	
4	市民局 (市民生活課)	夏休み子ども安全安心マップづくり(安全安心まちづくり事業)	小学校周辺の通学路を中心に、子どもたちが生活している地域について、子どもたちの目線で危険な場所や犯罪・交通事故・災害等の発生しやすい箇所をチェックし、その箇所を記した「安全安心マップ」を作成する さらに、地域での防犯意識を高めるため、完成したマップを地域に配布し、情報を共有する 【マップ作成学校数・配付枚数】 平成16年度：5校、25,000枚 17年度：5校、25,000枚		→	
5	健康福祉局 (社会課)	ひとにやさしいまちづくり	授乳やおむつ替えの場所が設置されている等、子ども・子ども連れの方でも利用しやすい建築物等の整備を促進する		→	
6	健康福祉局 (健康増進課)	分煙のまちづくり推進	受動喫煙の害から市民を守り、健康的で快適な環境づくりを進めるため、公共の場や職場における望ましい分煙のあり方を示す「仙台市分煙化ガイドライン」に基づき分煙のまちづくりを推進する 特に児童利用施設や教育施設等については、「市立施設分煙化推進計画」に基づき、平成18年度までに禁煙実施率100%を目標とする 【市立施設の分煙実施率】 平成17年度：94.0% 18年度：100%		→	

### 基本施策： 子どもにとって快適な住居の整備

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)		
				0~5	6~11	12~18
1	都市整備局 (市営住宅課)	公的賃貸住宅供給	老朽化した市営住宅の建替え等により、バリアフリー化等居住水準の向上を図るとともに、広場や緑地等の整備を推進し、子育てしやすい住環境の確保を図る 【建替供給戸数】 平成16年度：145戸、17年度：111戸 【既存住宅改善戸数】 平成16年度：5戸、17年度：35戸		→	
2	都市整備局 (住環境整備課)	公的賃貸住宅供給(特定優良賃貸住宅の供給)	中堅所得ファミリー世帯を対象に、バリアフリー化等の整備がなされた良質な民間賃貸住宅を供給する 【供給戸数】平成17年度：604棟 21年度：331棟		→	

**基本施策： 子どもの安全・安心の確保**

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)		
				0-5	6-11	12-18
1	都市整備局 (営繕課) 教育局 (学校施設課)	公共建築物等防災対策	市立学校の校舎及び屋内運動場のうち必要な施設について、大地震に対して人命の安全確保・生活上の主要な機能の確保を図ることができるよう、柱や壁の補強(耐震補強工事)を行う 【校舎・屋体の耐震補強済校数】 校舎 平成17年度:77校完了 21年度:101校完了 屋体 平成17年度:25校完了 21年度:59校完了	➡		
2	建設局 (道路計画課)	交通安全施設等整備	通学路を中心とした歩行者・自転車利用者の安全な道路環境整備を推進し、子どもの事故削減を促進する	➡		
3	市民局 (市民生活課)	交通安全対策	交通安全知識の普及と交通モラルの高揚を図るため、保育所、幼稚園、育児サークル等で幼児・保護者対象の出前式教室を開催 各地区の交通指導隊員が通学路の街頭指導を行う 【幼児等の交通安全教室開催回数】 平成16年度:300回、21年度:300回	➡		
4	市民局 (市民生活課)	八木山・川内地区GW期間交通渋滞緩和対策	ゴールデンウィーク期間中、動物公園、遊園地等の子ども向け観光施設が集約する八木山・川内地区において、交通渋滞の緩和対策として、パークアンドバスライド方式のシャトルバスを運行する 【周辺地区の違法駐車台数】 平成16年度:206台 21年度:0台	➡		
5	市民局 (市民生活課)	歩きたばこ防止対策	「手に持った位置が子どもの顔の位置になる」歩きたばこについて、その危険性が市民に十分認識されるよう、周知・PRに努め、自粛の定着を図る 【歩きたばこ注意数】 平成16年度:60人 21年度:0人	➡		
6	市民局 (市民生活課)	歩くボランティア事業 (安全安心まちづくり事業)	「誰でも気軽に実践できる地域パトロール」として、「歩くボランティア(アイアイキンジョパトロール)」を市民から募集し、危険な行為を目撃した場合の警察への通報や危険箇所のチェック等を行っていただくことで、地域の身近な犯罪等の抑止に努める 【歩くボランティア新規登録者数】 平成16年度:400人 平成17年度:400人	➡		
7	市民局 (市民生活課)	地域安全安心まちづくり活動支援事業(安全安心まちづくり事業)	地域の犯罪防止のため、安全安心なまちづくりを目指して自主的に防犯活動に取り組んでいる地域の団体等を支援することにより、地域の犯罪抑止力の高揚を図る 【まちづくり支援団体数】 平成16年度:24団体、17年度:30団体	➡		
8	市民局 (市民生活課)	地域安全対策	「安全で安心なまち」実現のため、市防犯協会連合会を中心に地域防犯意識の高揚に向けた広報啓発活動を展開する	➡		

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)		
				0~5	6~11	12~18
9	消防局 (防災安全課) (予防課) 教育局	防災訓練・防災教育の充実	幼稚園, 小学校等の消防訓練, 防災指導車の学校への持ち込み, 幼年消防クラブや少年消防クラブの研修会等から防火防災意識の高揚を図る 【防火防災教育の支援件数】平成16年度: 450件 【地震体験車による地震体験者数】16年度: 10,000人 【幼・少年消防クラブの育成回数】16年度: 50団体			
10	教育局 (健康教育課) (教育相談課)	児童生徒の安全確保	児童生徒が学校内外において不審者等から被害に遭わないで安心して教育を受けられるよう, 家庭や地域の関係団体・機関と連携しながら防犯ブザーの購入費の一部を補助するなど継続的に安全指導や安全管理に関する取組を行う			
11	教育局 (学校施設課)	学校教育施設整備	学校教育施設の新增改築等の整備を推進するとともに, 施設の耐震性の向上を図り, ゆとりと潤いのある豊かな教育環境を形成する。 【校舎・屋体・プール・武道場面積の児童生徒一人に対する割合】 ・校舎 平成17年度: 12.73㎡ 21年度: 12.77㎡ ・屋体 平成17年度: 2.32㎡ 21年度: 2.34㎡ ・プール 平成17年度: 0.693㎡ 21年度: 0.720㎡ ・武道場 平成17年度: 0.843㎡ 21年度: 0.835㎡			
12	教育局 (健康教育課)	学校への自動体外式除細動器配備	心室細動(致死性不整脈)による心停止が起こった場合、早期に電気ショックによる除細動が必要であることから、発生割合が比較的高い中・高・養護学校に自動体外式除細動器を配備する 【対象校への配備】平成17年度: 100%			

## 施策体系(5) 男女がともに担う子育ての促進

人権意識や男女平等意識に基づいて男女共同参画を進めるため、学校・家庭・地域の連携による教育・学習の機会を拡充するとともに、男女がともに家庭における役割を担うことについて、被雇用者、事業主、地域等へ広く意識啓発を進めます。

### 基本施策： 男女共同による子育て促進

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)		
				0~5	6~11	12~18
1	市民局 (男女共同参画課)	男女共同参画せんだいプラン2004推進	市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮できる豊かで活力ある地域社会の実現を目指して男女共同参画を推進するため、育児や介護などと仕事の両立支援などの施策を総合的に推進する	➡		
2	市民局 (男女共同参画課)	男女共同参画推進のための啓発事業	男女共同参画を推進するための広報・啓発事業や講座等の充実を図る	➡		
3	健康福祉局 (こども企画課) 区・総合支所 (家庭健康課)	両親教室の充実【再掲】	妊婦とその配偶者を対象に妊娠、出産、育児について学ぶ教室を充実する 【参加人数】 平成17年度：2,750人 21年度：2,950人	➡		
4	健康福祉局 (こども企画課)	父親交流事業	児童館での父親向け行事の拡充、PTAや子ども会活動における男性の参加促進、子育てふれあいプラザにおける父親への働きかけなど、父親の育児参加を進め交流を促進する	➡		
5	市民局 (男女共同参画課)	男性の家事時間30分アップキャンペーンの実施	男性の家事・育児・介護などへの参加を促進するため、さまざまな機会をとらえ効果的な啓発を進める【男性の1日平均家事時間】 平成13年度：約30分 平成20年度末：30分増加	➡		

### 基本施策： 男女平等教育の推進

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)		
				0~5	6~11	12~18
1	市民局 健康福祉局 教育局	人権教育の推進【再掲】	自分を大切に、他人を尊重する態度を育成する教育活動を推進し、子どもたちの人権意識や男女平等観の定着を図る	➡		

# 子育てと仕事が両立できるまち (両立支援)

## 施策体系(1) 保育サービスの充実

女性の就労機会の増大、就労形態の多様化、少子化の進行など、子どもの育ちや子育て家庭を取り巻く環境の変化に伴い、ますます高まる仕事と子育ての両立支援や地域の子育て支援に対する多様なニーズに適切に対応するため、保育基盤の拡充や保育サービスの拡充を図り、さらに放課後の子どもの健全育成事業にも取り組むなど、市民が安心して子どもを生み育て、かつ、働き続けることができる環境づくりを推進します。

### 基本施策： 保育基盤の整備

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)		
				0-5	6-11	12-18
1	健康福祉局	保育基盤の整備	認可保育所の新增設、認可保育所に準じるサービスを提供する「せんだい保育室」の認定・助成などにより、保育基盤の拡充を図り、保育所等の受け入れ定員の拡大をめざす	→		

### 基本施策： 多様な保育サービスの拡充

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)		
				0-5	6-11	12-18
1	健康福祉局 (保育課)	休日保育の拡充	保育所に入所中の児童で、日曜・祝日等の保護者の就労等により、家庭における保育が困難となる児童を対象にした保育サービスを拡充する	→		
2	健康福祉局 (保育課)	夜間保育の実施	保護者の就労形態の多様化により、夜間において保育を必要とする児童に対応するため、開所時間を概ね午前11時から午後10時までとする保育サービスを実施する	→		
3	健康福祉局 (保育課)	障害児保育の拡充 【再掲】	保育に欠ける中程度までの障害を持つ集団保育が可能な児童に係る障害児保育の対象を就学前の全年齢まで拡大する	→		
4	健康福祉局 (保育課)	産休明け保育の拡充	生後8週を経過した乳児を受け入れる保育サービスを拡充する	→		
5	健康福祉局 (保育課)	産休明け等予約保育の実施	産休明け等による職場復帰時の保育所入所を予約できるサービスの実施をめざす	→		
6	健康福祉局 (保育課)	延長保育(2時間以上)の拡充	保護者の就労形態の多様化に柔軟に対応した保育を行うため、11時間の通常の開所の前後において、ニーズに応じた2時間以上の延長保育を拡充する	→		
7	健康福祉局 (保育課)	保育所地域子育て支援事業の拡充【再掲】	地域のすべての子育て家庭を支援するため、育児に関する専門的機能を有する保育所を活用した育児相談や子育てサークルへの各種支援等の事業を拡充する	→		



	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)		
				0~5	6~11	12~18
8	健康福祉局 (保育課)	保育所における「食育」の推進【再掲】	子どもの「生きる力」の基礎を培うため、保育所における食の体験や地域の子育て家庭への食に関する相談など、家庭や地域と連携した「食育」を推進する	→		
9	健康福祉局 (保育課)	一時保育の拡充【再掲】	保護者の断続的・短時間就労や傷病、育児ストレス解消等に伴う断続的または緊急・一時的な保育ニーズに柔軟に対応する保育サービスを拡充する	→		

**基本施策： 保育サービスの質の向上**

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)		
				0~5	6~11	12~18
1	健康福祉局 (保育課)	保育士等の職員の研修の充実【再掲】	多様な保育ニーズへの対応や地域における子育て支援機能の充実を図るため、保育所職員の研修の充実に努め、保育サービスの質の向上を図る	→		
2	健康福祉局 (保育課)	認可外保育施設に対する指導監督の充実	施設従事者の研修や運営に関する指導監督を行い、安全で良質なサービスを提供する	→		
3	教育局 (学事課)	幼稚園預かり保育の充実【再掲】	子育て支援の充実を図るため、「親と子の育ちの場」である幼稚園を活用し、地域や保護者のニーズに対応した預かり保育の拡充・推進を図る また、預かり保育制度が保育サービス利用の選択肢となるように保護者への事業周知を強化する	→		
4	健康福祉局 (こども企画課)	緊急時支援の充実【再掲】	子育て支援ショートステイ事業、病後児デイサービス等、緊急時の子育て支援サービスの充実を図る 【子育て支援ショートステイ利用児童数】 平成16年度：70人 【病後児デイサービス事業実施施設数】 平成17年度：4か所 21年度：5か所	→		

**基本施策： 放課後児童健全育成事業の推進**

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)		
				0~5	6~11	12~18
1	健康福祉局 (こども企画課)	放課後児童健全育成事業の推進	低学年の児童を対象として、放課後の健全な生活の場を確保するため、市民ニーズや地域バランスに配慮し、多様な運営主体の活用を図りながら事業を進め、実質的な空白地域の解消を目指す 指導員の研修の充実に努め、サービスの質の向上を図る	→		

## 施策体系(2) 働き方の見直し及び多様な働き方の実現に向けた取組みの推進

男性を含めた働き方の見直しを進め、仕事と家庭の調和のとれた働き方の実現に向けた意識改革を推進します。

### 基本施策： 両立支援に向けた啓発事業の強化

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)		
				0~5	6~11	12~18
1	市民局 (市民生活課)	実態調査及び啓発推進	労働実態調査等により現状を把握するとともに、情報誌などを通じた啓発活動を行う			→
2	市民局 (男女共同参画課)	男性の家事時間30分アップキャンペーンの実施【再掲】	男性の家事・育児・介護などへの参加を促進するため、さまざまな機会をとらえ効果的な啓発を進める【男性の1日平均家事時間】 平成13年度：約30分 平成20年度末：30分増加			→

### 基本施策： 労働時間短縮等働き方の見直しの促進

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)		
				0~5	6~11	12~18
1	市民局 (市民生活課)	実態調査及び啓発推進【再掲】	労働実態調査等により現状を把握するとともに、情報誌などを通じた啓発活動を行う			→
2	市民局 (市民生活課)	制度利用の啓発	育児休業、介護休業制度や勤務時間短縮措置など、男女が仕事と家庭を両立するための環境づくりについての普及・啓発を行う			→
3	市民局 (男女共同参画課)	企業などとの協議の場の設置の検討	多様かつ柔軟な働き方について考える学習の機会や情報の提供などを行うため、企業や関係団体などとの連携・協力を進めるための協議の場の設置を検討する			→

### 基本施策： 育児休業制度等関係法制度の利用の促進

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)		
				0~5	6~11	12~18
1	市民局 (市民生活課)	制度利用の啓発【再掲】	育児休業、介護休業制度や勤務時間短縮措置など、男女が仕事と家庭を両立するための環境づくりについての普及・啓発を行う			→

### 基本施策： 女性の職業継続・再就職の支援促進

	局名	事業名	事業内容抜粋	主な対象年齢(歳)		
				0~5	6~11	12~18
1	市民局 (男女共同参画課)	男女共同参画せんだいプラン2004推進【再掲】	市民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮できる豊かで活力ある地域社会の実現を目指して男女共同参画を推進するため、育児や介護などと仕事の両立支援などの施策を総合的に推進する			→
2	市民局 (市民生活課) (男女共同参画課)	就業支援の充実	女性の職業継続、再就職の支援・促進のための講座等を実施し、子育てと仕事の両立支援を図っていく			→